

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年3月29日

【発行者名】 パトナム・ヨーロッパ・エクイティ・ファンド  
(PUTNAM EUROPE EQUITY FUND)

【代表者の役職氏名】 上席副社長、主席経営責任者およびコンプライアンス連絡担当者  
ジョナサン・エス・ホーウィッツ  
(Jonathan S. Horwitz)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国 02109 マサチューセッツ州 ボストン市 ポスト・オフィス・スクウェア1番  
(One Post Office Square, Boston, Massachusetts, 02109, U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野 春芽  
弁護士 三浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号  
丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 中野 春芽  
弁護士 三浦 健

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号  
丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集(売出) 外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 パトナム・ヨーロッパ・エクイティ・ファンド  
(PUTNAM EUROPE EQUITY FUND)

【届出の対象とした募集(売出) 外国投資信託受益証券の金額】 9億6,500万米ドル(約880億円)を上限とする。

(注) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」または「ドル」という。)の円貨換算は、便宜上、2013年1月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=91.14円)による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年3月29日、半期報告書を提出いたしましたので、平成24年12月28日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」という。）の関係情報を新たな情報により訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

## 2【訂正の内容】

### 2 - 1 半期報告書の提出による訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容と同一内容に更新または追加されます。

原届出書	半期報告書	訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (3) ファンドの仕組み ファンドの概況 1 ファンド d) 資本金の額 2 管理運用会社 d) 資本金の額 5 運用状況 (1) 投資状況 (3) 運用実績 (4) 販売及び買戻しの実績 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表 第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況 (1) ファンド 資本金の額 (2) 管理運用会社 資本金の額 2 事業の内容及び営業の概況 (1) ファンド (2) 管理運用会社 5 その他 (1) ファンド (2) 管理運用会社	4 管理会社の概況 (1) 資本金の額 . ファンド . 管理運用会社 1 ファンドの運用状況 (1) 投資状況 (2) 運用実績 2 販売及び買戻しの実績 3 ファンドの経理状況 4 管理会社の概況 (1) 資本金の額 . ファンド . 管理運用会社 (2) 事業の内容及び営業の状況 . ファンド . 管理運用会社 (3) その他 . ファンド . 管理運用会社	更新 更新 更新 追加 追加 追加 更新 更新 更新 更新 追加 追加

半期報告書の記載内容は、以下のとおりです（「5 管理会社の経理の概況」は省略します。）。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況（パトナム・ヨーロッパ・エクイティ・ファンド（Putnam Europe Equity Fund））（以下「ファンド」という。）

（1）投資状況

（2013年1月末日現在）

資産の種類	国名（発行地）	時価合計（ドル）	投資比率（％）
普通株式	イギリス	60,661,285	36.87
	フランス	24,443,986	14.86
	ドイツ	22,895,940	13.92
	スイス	13,110,766	7.97
	イタリア	10,099,545	6.14
	オランダ	8,834,268	5.37
	アメリカ合衆国	5,860,771	3.56
	ロシア	4,529,000	2.75
	アイルランド	2,326,604	1.41
	スペイン	2,142,982	1.30
	ベルギー	2,044,348	1.24
	スウェーデン	1,632,210	0.99
	オーストリア	1,195,291	0.73
	デンマーク	1,084,130	0.66
	トルコ	733,607	0.45
	小計	161,594,733	98.22
短期投資	アメリカ合衆国	4,033,924	2.45
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		- 1,100,439	- 0.67
合計 （純資産総額）		164,528,218 （14,995百万円）	100.00

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

（注2）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」または「ドル」という。）の円貨換算は、便宜上、2013年1月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ドル=91.14円）による。以下、ドルの金額表示はすべてこれによる。

（注3）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。

## (2) 運用実績

## 純資産の推移(クラスM受益証券)

2013年1月末日および同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次のとおりである。

	純資産総額		一口当りの純資産価格	
	千ドル	百万円	ドル	円
2012年2月末日	3,055	278	18.64	1,699
3月末日	2,878	262	18.79	1,713
4月末日	2,791	254	18.39	1,676
5月末日	2,436	222	16.30	1,486
6月末日	2,565	234	17.27	1,574
7月末日	2,561	233	17.42	1,588
8月末日	2,678	244	18.28	1,666
9月末日	2,732	249	18.94	1,726
10月末日	2,777	253	19.30	1,759
11月末日	2,777	253	19.74	1,799
12月末日	2,826	258	20.29	1,849
2013年1月末日	2,958	270	21.35	1,946

## 分配の推移(クラスM受益証券)

期間	利益配当	キャピタル・ゲイン配当	資本の返還
第18会計年度 (2011年7月1日 - 2012年6月30日)	0.7417ドル(67.60円)	0.0000ドル(0.00円)	0.0283ドル(2.58円)

日本円については、小数点第3位を四捨五入して小数点第2位までを記載している。

なお、2003年12月から2012年12月までの配当および一口当り純資産価格の推移は以下のとおりである。

配当落日	配当	一口当り純資産価格
2003年12月18日	0.2040ドル (18.59円)	17.20ドル
2004年12月21日	0.0920ドル (8.38円)	20.31ドル
2005年12月20日	0.1520ドル (13.85円)	22.65ドル
2006年12月19日	0.4730ドル (43.11円)	29.70ドル
2007年12月20日	5.3959ドル (491.78円)	25.43ドル
2008年12月19日	0.0000ドル <sup>(注)</sup> (0.00円)	13.64ドル
2009年12月18日	0.0050ドル (0.46円)	18.50ドル
2010年12月17日	0.2680ドル (24.43円)	19.41ドル
2011年12月19日	0.7700ドル (70.18円)	15.76ドル
2012年12月19日	0.2080ドル (18.96円)	20.31ドル

(注) キャピタル・ゲインがなかったため、2008年末には配当はなかった。

日本円については、小数点第3位を四捨五入して小数点第2位までを記載している。

#### 収益率の推移(クラスM受益証券)

計算期間	収益率(注)
2012年2月1日～2013年1月31日	22.83%

$$(注) \text{収益率}(\%) = 100 \times \left( \frac{\text{期末NAV} \times A}{\text{期首NAV}} - 1 \right)$$

A = 計算期間中の各月についての「(一口当り分配額 / 分配落 NAV) + 1」を計算して掛け合わせた数値

ただし、期首NAVとは、2012年1月31日現在の一口当り純資産価格をいい、期末NAVとは2013年1月31日現在の一口当り純資産価格をいう。

## 2 販売及び買戻しの実績（クラスM受益証券）

2013年1月末日前1年間における販売および買戻しの実績ならびに2013年1月末日現在の発行済口数は次のとおりである。

販売口数	買戻し口数	発行済口数
1,755	28,788	138,540
(0)	(5,620)	(42,340)

（注）（ ）の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

[次へ](#)

### 3 ファンドの経理状況

- a . ファンドの日本語の中間財務書類は、アメリカ合衆国における諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである(ただし、円換算部分を除く。)。これは、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)の監査を受けていない。
- c . ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されている。日本語の中間財務書類には、主要な金額について、平成25年1月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=91.14円)で換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。従って、合計の数字が一致しない場合がある。

## (1) 資産及び負債の状況

## パトナム・ヨーロッパ・エクイティ・ファンド

## 資産および負債計算書

2012年12月31日現在(未監査)

	米ドル	千円
資産		
投資有価証券時価評価額(注1)：		
非関連発行体(個別法による取得原価：127,632,335ドル)	155,244,345	14,148,970
関連発行体(個別法による取得原価：1,955,737ドル) (注1、6)	1,955,737	178,246
未収配当金、未収利息およびその他の未収金	218,799	19,941
還付外国税	124,188	11,318
ファンド受益証券販売未収金	24,252	2,210
為替予約に係る未実現評価益(注1)	42,702	3,892
資産合計	157,610,023	14,364,577
負債		
ファンド受益証券買戻未払金	237,815	21,674
未払管理報酬(注2)	103,954	9,474
未払保管報酬(注2)	9,946	906
未払投資者サービス報酬(注2)	39,264	3,579
未払受託者報酬および費用(注2)	164,712	15,012
未払管理事務報酬(注2)	1,590	145
未払販売報酬(注2)	93,609	8,532
未払受益者報告費用	44,888	4,091
為替予約に係る未実現評価損(注1)	40,330	3,676
その他の未払費用	66,233	6,036
負債合計	802,341	73,125
純資産	156,807,682	14,291,452
資本構成		
払込資本金(授權受益証券口数は無制限)(注1、4)	231,374,769	21,087,496
投資純利益超過分配金(注1)	(2,253,516)	(205,385)
投資有価証券および外貨取引に係る累積実現純損失(注1)	(99,929,006)	(9,107,530)
投資有価証券ならびに外貨建資産および負債に係る未実現純 評価益	27,615,435	2,516,871
合計 - 発行済資本に対応する純資産	156,807,682	14,291,452



米ドル

円

## 純資産価格および販売価格の計算

	米ドル	円
クラスA受益証券一口当たりの純資産価格および買戻価格 (140,183,781ドル÷6,852,060口)	20.46	1,865
クラスA受益証券一口当たり販売価格 (20.46ドルの94.25分の100)*	21.71	1,979
クラスB受益証券一口当たりの純資産価格および販売価格 (3,262,856ドル÷165,953口)**	19.66	1,792
クラスC受益証券一口当たりの純資産価格および販売価格 (1,750,933ドル÷87,051口)**	20.11	1,833
クラスM受益証券一口当たりの純資産価格および買戻価格 (2,826,296ドル÷139,297口)	20.29	1,849
クラスM受益証券一口当たり販売価格 (20.29ドルの96.50分の100)*	21.03	1,917
クラスR受益証券一口当たりの純資産価格、販売価格および 買戻価格(165,438ドル÷8,175口)	20.24	1,845
クラスY受益証券一口当たりの純資産価格、販売価格および 買戻価格(8,618,378ドル÷419,957口)	20.52	1,870

\* 5万ドル未満の単発小売り。5万ドル以上の販売については販売価格が割り引かれる。

\*\* 一口当たりの買戻価格は、純資産価格から適用される解約手数料を控除した額に等しい。

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

パトナム・ヨーロッパ・エクイティ・ファンド  
運用計算書

2012年12月31日に終了した6か月間(未監査)

	米ドル	千円
投資収益		
受取配当金(外国における源泉税67,476ドル控除後)	1,162,442	105,945
受取利息(関連発行体への投資からの1,422ドルの受取利息を含む)(注6)	12,154	1,108
有価証券貸付(注1)	35,381	3,225
投資収益合計	1,209,977	110,277
費用		
管理報酬(注2)	592,777	54,026
投資者サービス報酬(注2)	226,746	20,666
保管報酬(注2)	9,792	892
受託者報酬および費用(注2)	8,186	746
販売報酬(注2)	206,682	18,837
管理事務報酬(注2)	2,779	253
その他	109,969	10,023
費用合計	1,156,931	105,443
費用控除額(注2)	(262)	(24)
費用純額	1,156,669	105,419
投資純利益	53,308	4,858
投資有価証券に係る実現純利益(注1、3)	1,559,148	142,101
外貨取引に係る実現純損失(注1)	(22,444)	(2,046)
外貨建資産および負債に係る当期中の未実現純評価益	6,764	616
投資有価証券に係る当期中の未実現純評価益	24,792,603	2,259,598
投資有価証券に係る純利益	26,336,071	2,400,270
運用による純資産の純増加	26,389,379	2,405,128

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

パトナム・ヨーロッパ・エクイティ・ファンド  
純資産変動計算書

	2012年12月31日に終了した 6か月間*		2012年6月30日に終了した 年度	
	米ドル	千円	米ドル	千円
純資産の増加(減少)				
運用:				
投資純利益	53,308	4,858	2,762,501	251,774
投資有価証券および外貨取引に係る 実現純(損)益	1,536,704	140,055	(7,249,029)	(660,677)
投資有価証券ならびに外貨建資産お よび負債に係る未実現純評価(損) 益	24,799,367	2,260,214	(28,576,191)	(2,604,434)
運用による純資産の純増加(減少)	26,389,379	2,405,128	(33,062,719)	(3,013,336)
受益者への分配金(注1):				
経常利益より				
投資純利益				
クラスA証券	(2,081,383)	(189,697)	(6,452,868)	(588,114)
クラスB証券	(24,925)	(2,272)	(148,090)	(13,497)
クラスC証券	(14,521)	(1,323)	(63,645)	(5,801)
クラスM証券	(29,115)	(2,654)	(122,510)	(11,166)
クラスR証券	(1,914)	(174)	(8,664)	(790)
クラスY証券	(148,032)	(13,492)	(383,605)	(34,962)
資本の戻入れより				
クラスA証券	-	-	(246,521)	(22,468)
クラスB証券	-	-	(5,657)	(516)
クラスC証券	-	-	(2,431)	(222)
クラスM証券	-	-	(4,680)	(427)
クラスR証券	-	-	(331)	(30)
クラスY証券	-	-	(14,655)	(1,336)
和解金支払による資本の増加 (注8)	-	-	3,829,609	349,031
買戻手数料(注1)	1,709	156	65,863	6,003
資本取引による減少(注4)	(12,554,989)	(1,144,262)	(17,190,001)	(1,566,697)
純資産の増加(減少)合計額	11,536,209	1,051,410	(53,810,905)	(4,904,326)
純資産				
期首現在	145,271,473	13,240,042	199,082,378	18,144,368
期末現在(それぞれ2,253,516ドルお よび6,934ドルの投資純利益超過分配 金を含む。)	156,807,682	14,291,452	145,271,473	13,240,042

\* 未監査

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

## 財務ハイライト

期中発行済証券一口当たり（単位：米ドル）

終了期間	投資運用：				分配金控除：			
	期首現在純 資産価格	投資純 (損)益 <sup>a</sup>	実現/未実現 投資有価証券 純(損)益	投資運用 損益合計	投資純利 益より	実現投資 純利益よ り	資本の戻 入れより	分配金合 計
クラスA								
2012年12月31日 <sup>**</sup>	17.45	0.01	3.31	3.32	(0.31)	-	-	(0.31)
2012年6月30日	21.50	0.32	(3.94)	(3.62)	(0.84)	-	(0.03)	(0.87)
2011年6月30日	15.83	0.31	5.72	6.03	(0.37)	-	-	(0.37)
2010年6月30日	15.12	0.23	0.49	0.72	(0.09)	-	-	(0.09)
2009年6月30日	23.20	0.42	(8.56)	(8.14)	-	-	-	-
2008年6月30日	33.47	0.48	(5.14)	(4.66)	(0.54)	(5.07)	-	(5.61)
クラスB								
2012年12月31日 <sup>**</sup>	16.72	(0.06)	3.15	3.09	(0.15)	-	-	(0.15)
2012年6月30日	20.55	0.16	(3.72)	(3.56)	(0.66)	-	(0.03)	(0.69)
2011年6月30日	15.12	0.12	5.49	5.61	(0.19)	-	-	(0.19)
2010年6月30日	14.48	0.06	0.50	0.56	-	-	-	-
2009年6月30日	22.39	0.27	(8.24)	(7.97)	-	-	-	-
2008年6月30日	32.34	0.16	(4.85)	(4.69)	(0.19)	(5.07)	-	(5.26)
クラスC								
2012年12月31日 <sup>**</sup>	17.11	(0.06)	3.23	3.17	(0.17)	-	-	(0.17)
2012年6月30日	21.05	0.18	(3.84)	(3.66)	(0.68)	-	(0.03)	(0.71)
2011年6月30日	15.50	0.15	5.60	5.75	(0.21)	-	-	(0.21)
2010年6月30日	14.84	0.09	0.49	0.58	-	-	-	-
2009年6月30日	22.94	0.30	(8.46)	(8.16)	-	-	-	-
2008年6月30日	33.11	0.25	(5.06)	(4.81)	(0.29)	(5.07)	-	(5.36)
クラスM								
2012年12月31日 <sup>**</sup>	17.27	(0.04)	3.27	3.23	(0.21)	-	-	(0.21)
2012年6月30日	21.26	0.22	(3.87)	(3.65)	(0.74)	-	(0.03)	(0.77)
2011年6月30日	15.65	0.21	5.66	5.87	(0.27)	-	-	(0.27)
2010年6月30日	14.96	0.13	0.49	0.62	(0.01)	-	-	(0.01)
2009年6月30日	23.07	0.34	(8.51)	(8.17)	-	-	-	-
2008年6月30日	33.23	0.27	(5.03)	(4.76)	(0.33)	(5.07)	-	(5.40)
クラスR								
2012年12月31日 <sup>**</sup>	17.23	(0.01)	3.26	3.25	(0.24)	-	-	(0.24)
2012年6月30日	21.25	0.27	(3.89)	(3.62)	(0.81)	-	(0.03)	(0.84)
2011年6月30日	15.66	0.29	5.62	5.91	(0.33)	-	-	(0.33)
2010年6月30日	14.97	0.21	0.46	0.67	(0.06)	-	-	(0.06)
2009年6月30日	23.02	0.42	(8.53)	(8.11)	-	-	-	-
2008年6月30日	33.30	0.44	(5.13)	(4.69)	(0.52)	(5.07)	-	(5.59)
クラスY								
2012年12月31日 <sup>**</sup>	17.53	0.03	3.32	3.35	(0.36)	-	-	(0.36)
2012年6月30日	21.60	0.37	(3.95)	(3.58)	(0.90)	-	(0.03)	(0.93)
2011年6月30日	15.90	0.37	5.74	6.11	(0.42)	-	-	(0.42)
2010年6月30日	15.19	0.27	0.49	0.76	(0.13)	-	-	(0.13)
2009年6月30日	23.24	0.52	(8.63)	(8.11)	-	-	-	-
2008年6月30日	33.53	0.57	(5.16)	(4.59)	(0.63)	(5.07)	-	(5.70)

この表の末尾にある財務ハイライトに対する注記を参照のこと。

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

## 財務ハイライト（つづき）

期中発行済証券一口当たり（単位：米ドル）

終了期間	買戻し 手数料	経常外の 払戻し	期末現在 純資産 価格	純資産額に 対する総収 益率 (%) <sup>b</sup>	比率および補足データ：			
					期末現在 純資産額 (千ドル)	平均純資産 額に対する 費用比率 (%) <sup>c</sup>	平均純資産額 に対する投資 純(損)益率 (%)	ポート フォリオ 回転率 (%)
<b>クラス A</b>								
2012年12月31日**	- <sup>d</sup>	-	20.46	19.00 <sup>*</sup>	140,184	0.75 <sup>*</sup>	0.40 <sup>*</sup>	25 <sup>*</sup>
2012年6月30日	0.01	0.43 <sup>e,f,g</sup>	17.45	(14.38) <sup>e,g</sup>	130,428	1.47	1.78	62
2011年6月30日	- <sup>d</sup>	0.01 <sup>h,i</sup>	21.50	38.36	177,369	1.43	1.54	70
2010年6月30日	- <sup>d</sup>	0.08 <sup>j</sup>	15.83	5.20	151,329	1.52 <sup>k</sup>	1.25 <sup>k</sup>	113
2009年6月30日	- <sup>d</sup>	0.06 <sup>l,m</sup>	15.12	(34.83)	169,467	1.47 <sup>k</sup>	2.65 <sup>k</sup>	79
2008年6月30日	- <sup>d</sup>	-	23.20	(15.43)	346,192	1.41 <sup>k</sup>	1.70 <sup>k</sup>	77
<b>クラス B</b>								
2012年12月31日**	- <sup>d</sup>	-	19.66	18.49 <sup>*</sup>	3,263	1.13 <sup>*</sup>	(0.33) <sup>*</sup>	25 <sup>*</sup>
2012年6月30日	0.01	0.41 <sup>e,f,g</sup>	16.72	(14.98) <sup>e,g</sup>	3,126	2.22	0.92	62
2011年6月30日	- <sup>d</sup>	0.01 <sup>h,i</sup>	20.55	37.29	5,580	2.18	0.65	70
2010年6月30日	- <sup>d</sup>	0.08 <sup>j</sup>	15.12	4.42	6,671	2.27 <sup>k</sup>	0.37 <sup>k</sup>	113
2009年6月30日	- <sup>d</sup>	0.06 <sup>l,m</sup>	14.48	(35.33)	10,391	2.22 <sup>k</sup>	1.74 <sup>k</sup>	79
2008年6月30日	- <sup>d</sup>	-	22.39	(16.04)	32,360	2.16 <sup>k</sup>	0.58 <sup>k</sup>	77
<b>クラス C</b>								
2012年12月31日**	- <sup>d</sup>	-	20.11	18.52 <sup>*</sup>	1,751	1.13 <sup>*</sup>	(0.34) <sup>*</sup>	25 <sup>*</sup>
2012年6月30日	0.01	0.42 <sup>e,f,g</sup>	17.11	(15.01) <sup>e,g</sup>	1,502	2.22	1.01	62
2011年6月30日	- <sup>d</sup>	0.01 <sup>h,i</sup>	21.05	37.32	2,217	2.18	0.80	70
2010年6月30日	- <sup>d</sup>	0.08 <sup>j</sup>	15.50	4.45	1,859	2.27 <sup>k</sup>	0.48 <sup>k</sup>	113
2009年6月30日	- <sup>d</sup>	0.06 <sup>l,m</sup>	14.84	(35.31)	2,325	2.22 <sup>k</sup>	1.90 <sup>k</sup>	79
2008年6月30日	- <sup>d</sup>	-	22.94	(16.04)	4,912	2.16 <sup>k</sup>	0.89 <sup>k</sup>	77
<b>クラス M</b>								
2012年12月31日**	- <sup>d</sup>	-	20.29	18.69 <sup>*</sup>	2,826	1.00 <sup>*</sup>	(0.21) <sup>*</sup>	25 <sup>*</sup>
2012年6月30日	0.01	0.42 <sup>e,f,g</sup>	17.27	(14.80) <sup>e,g</sup>	2,565	1.97	1.24	62
2011年6月30日	- <sup>d</sup>	0.01 <sup>h,i</sup>	21.26	37.72	3,751	1.93	1.06	70
2010年6月30日	- <sup>d</sup>	0.08 <sup>j</sup>	15.65	4.64	3,250	2.02 <sup>k</sup>	0.75 <sup>k</sup>	113
2009年6月30日	- <sup>d</sup>	0.06 <sup>l,m</sup>	14.96	(35.15)	3,683	1.97 <sup>k</sup>	2.19 <sup>k</sup>	79
2008年6月30日	- <sup>d</sup>	-	23.07	(15.85)	7,551	1.91 <sup>k</sup>	0.96 <sup>k</sup>	77
<b>クラス R</b>								
2012年12月31日**	- <sup>d</sup>	-	20.24	18.86 <sup>*</sup>	165	0.88 <sup>*</sup>	(0.07) <sup>*</sup>	25 <sup>*</sup>
2012年6月30日	0.01	0.43 <sup>e,f,g</sup>	17.23	(14.60) <sup>e,g</sup>	168	1.72	1.51	62
2011年6月30日	- <sup>d</sup>	0.01 <sup>h,i</sup>	21.25	38.00	219	1.68	1.49	70
2010年6月30日	- <sup>d</sup>	0.08 <sup>j</sup>	15.66	4.97	133	1.77 <sup>k</sup>	1.20 <sup>k</sup>	113
2009年6月30日	- <sup>d</sup>	0.06 <sup>l,m</sup>	14.97	(34.97)	97	1.72 <sup>k</sup>	2.80 <sup>k</sup>	79
2008年6月30日	- <sup>d</sup>	-	23.02	(15.63)	107	1.66 <sup>k</sup>	1.60 <sup>k</sup>	77
<b>クラス Y</b>								
2012年12月31日**	- <sup>d</sup>	-	20.52	19.09 <sup>*</sup>	8,618	0.62 <sup>*</sup>	0.17 <sup>*</sup>	25 <sup>*</sup>
2012年6月30日	0.01	0.43 <sup>e,f,g</sup>	17.53	(14.13) <sup>e,g</sup>	7,484	1.22	2.04	62
2011年6月30日	- <sup>d</sup>	0.01 <sup>h,i</sup>	21.60	38.73	9,947	1.18	1.84	70
2010年6月30日	- <sup>d</sup>	0.08 <sup>j</sup>	15.90	5.41	8,356	1.27 <sup>k</sup>	1.52 <sup>k</sup>	113
2009年6月30日	- <sup>d</sup>	0.06 <sup>l,m</sup>	15.19	(34.64)	8,987	1.22 <sup>k</sup>	3.50 <sup>k</sup>	79
2008年6月30日	- <sup>d</sup>	-	23.24	(15.22)	9,154	1.16 <sup>k</sup>	2.05 <sup>k</sup>	77

この表の末尾にある財務ハイライトに対する注記を参照のこと。

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

## 財務ハイライト(つづき)

\* 年次ベースではない。

\*\* 未監査。

- a 一口当たりの投資純(損)益は、期中の発行済証券の加重平均数に基づいて決定されている。
- b 総収益率は、分配金を再投資したものとみなし、販売手数料の影響を反映していない。
- c 費用相殺および/または仲介事務協定により支払った金額を含む(注2)。
- d 金額は、一口当たり0.01ドル未満を表す。
- e 証券取引委員会(以下「SEC」という。)とバンク・オブ・アメリカとの間の和解による経常外の払戻しを反映しており、2011年12月15日現在発行済受益証券一口当たりの額は以下の通りであった。

	一口当たり
クラスA	0.15ドル
クラスB	0.14ドル
クラスC	0.15ドル
クラスM	0.15ドル
クラスR	0.15ドル
クラスY	0.15ドル

2012年6月30日に終了した期間において、この支払により0.73%の総収益率の増加となった。

- f SECとカナディアン・インペリアル・ホールディングス・インクおよびCIBCワールド・マーケッツ・コープとの間の和解による経常外の払戻しを反映しており、2011年11月29日現在発行済受益証券一口当たりの額は以下の通りであった。

	一口当たり
クラスA	0.08ドル
クラスB	0.07ドル
クラスC	0.08ドル
クラスM	0.08ドル
クラスR	0.08ドル
クラスY	0.08ドル

- g SECにより承認された配分計画関連の返還金に関する経常外の払戻しを反映しており、2011年7月21日現在受益証券一口当たりの額は以下の通りであった(注8)。

	一口当たり
クラスA	0.20ドル
クラスB	0.19ドル
クラスC	0.20ドル
クラスM	0.20ドル
クラスR	0.20ドル
クラスY	0.20ドル

2012年6月30日に終了した期間において、この支払により0.98%の総収益率の増加となった。

- h 短期売買関連訴訟に関する経常外の払戻しを反映しており、その額は2011年5月11日現在発行済受益証券一口当たり0.01ドルであった。
- i SECとチューリッヒ・キャピタル・マーケッツ・インクとの間の和解による経常外の払戻しを反映しており、その額は2010年12月21日現在発行済受益証券一口当たり0.01ドル未満であった。
- j SECとプルデンシャル・セキュリティーズ・インクとの間の和解による経常外の払戻しを反映しており、その額は2010年3月30日現在発行済受益証券一口当たり0.08ドルであった。
- k 期中に行われた非自発的な契約上の費用制限を反映している。2010年6月30日より前の期間において、一定のファンド費用はパトナム・プライム・マネー・マーケット・ファンドへのファンドの投資に関連して放棄された。かかる限度および/または放棄により、各クラスの費用は、以下の額の減少を反映している。

## 平均純資産額に対する比率

---

2010年6月30日	0.02%
2009年6月30日	0.14%
2008年6月30日	<0.01%

---

- l SECとミレニアム・パートナーズ・エルピー、ミレニアム・マネジメント・エルエルシーおよびミレニアム・インターナショナル・マネジメント・エルエルシーとの間の和解による経常外の払戻しを反映しており、その額は2009年6月23日現在発行済受益証券一口当たり0.03ドルであった。
- m SECとベアー・スターンズ・アンド・カンパニー・インクおよびベアー・スターンズ・セキュリティーズ・コーポレーションとの間の和解による経常外の払戻しを反映しており、その額は2009年5月21日現在発行済受益証券一口当たり0.03ドルであった。

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

## 財務書類に対する注記

2012年12月31日現在（未監査）

以下の財務書類に対する注記の中で、「ステート・ストリート」とはステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーを、「SEC」とは証券取引委員会を、「パトナム・マネジメント」とは、ファンドの管理運用会社であり、パトナム・インベストメンツ・エルエルシーの間接的全額出資子会社であるパトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシーを意味する。特段の記載のない限り、「報告期間」は2012年7月1日から2012年12月31日までの期間を表す。

パトナム・ヨーロッパ・エクイティ・ファンド（以下「ファンド」という。）は、1940年投資会社法（改正済）の下で、オープン・エンド型分散投資運用会社として登録されているマサチューセッツ・ビジネス・トラストである。ファンドの投資目的は、主として有望な投資潜在力を持つとパトナム・マネジメントが思料する欧州諸国の大企業および中規模企業の普通株式（成長株、割安株またはその両方）に投資することにより、元本の成長を追求することである。ファンドは、主として先進諸国に投資するが、東欧等の新興市場に投資する場合もある。

ファンドは、クラスA受益証券、クラスB受益証券、クラスC受益証券、クラスM受益証券、クラスR受益証券およびクラスY受益証券を販売する。クラスA受益証券およびクラスM受益証券は、それぞれ最高5.75%および3.50%の購入時販売手数料で販売され、通常、解約手数料の支払はない。クラスB受益証券は、約8年後にクラスA受益証券に転換するもので、購入時販売手数料は支払わないが、購入から6年以内に買戻された場合は解約手数料を支払うことがある。クラスC受益証券は、1年間1.00%の解約手数料が課せられ、クラスA受益証券には転換されない。すべての投資者に対しては販売されないクラスR受益証券は、純資産価格で販売される。クラスA、クラスB、クラスC、クラスMおよびクラスR受益証券に対する費用は、各クラスの販売報酬に基づいて異なることがあり、それは注2に明記されている。クラスY受益証券は、純資産価格で販売され、通常、クラスA、クラスB、クラスC、クラスMおよびクラスR受益証券と同じ費用を負担するが、販売報酬は負担しない。クラスY受益証券は、すべての投資者に対しては販売されない。

通常の業務過程で、ファンドは状況により他の当事者に対して補償する旨の合意を含む契約を締結する。かかる合意に基づいてファンドが負担する最大のエクスポージャーは、現在までのところ請求は行なわれていないものの、ファンドに対して行われる可能性のあるクレームに関わるために予見できない。しかし、ファンドの運用チームは、重大な損失が生じる危険は低いと予想する。

## 注1 重要な会計方針

以下は、ファンドが財務書類作成にあたって継続適用している重要な会計方針の要約である。財務書類の作成は、米国において一般に認められた会計原則に準拠しており、財務書類中の資産や負債の報告額および運用による純資産の増減の報告額に影響を与える見積りと仮定を経営陣が行うことを要求している。実際の結果はこれらの見積りとは異なることもある。当財務書類が公表された日までの資産および負債計算書日後の後発事象は、当財務書類の作成過程で評価された。

2013年1月2日より前に購入された受益証券の買戻し（別のファンドへの転換を含む）には、1.00%の短期取引手数料が課されることがある。短期取引手数料は、払込資本金の増加として会計処理される。2013年1月2日以降に購入される受益証券については、当該短期取引手数料は課されない。

投資収益、実現/未実現損益およびファンドの費用は、当該クラス固有の費用（各クラスに適用される販売報酬を含む。）を除いて、ファンド純資産総額に対する各クラスの相対的な純資産額に基づいて按分負担される。各クラスの受益証券がクラス別に議決権を行使するのは、各クラス独自の販売計画に関する事項または法律によりクラス別に議決権行使が要求されているか受託者会により決定されているその他の事項に関してのみである。ファンドが清算された場合には、各クラスの受益証券は、ファンドの純資産についての比例した持分を受領する。さらに、受託者会は、各クラスの受益証券に対して別個の配当を行う。

## 有価証券の評価

市場価格が容易に入手可能な投資有価証券は、主要な取引所において直近に公表された売却価格または特定の市場における公認の終値で評価され、レベル1の有価証券に分類されている。店頭取引の有価証券のように取引が公表されない場合には、直近に公表された買気配値で評価され、通常、レベル2の有価証券として分類される。



レベル1またはレベル2の有価証券に分類可能なオープン・エンド型投資会社(上場投信(ETF)を除く。)への投資は、もしあれば、その純資産価格に基づいている。かかる投資会社の純資産価格は、その資産から負債を控除した総額をその発行済受益証券口数で除して算出される。

米国外の多くの証券市場および証券取引所は、ニューヨーク証券取引所の終了より前に終了する。それゆえ、かかる市場またはかかる取引所における有価証券の終値は、当該市場の終了後でニューヨーク証券取引所の終了前に発生した事象を十分に反映していないことがある。従って、特定の日については、ファンドは、米国証券市場の動向、通貨の評価ならびに米国預託証券、上場投資信託および先物契約の評価との比較を含む複合的な要因を考慮して外国持分証券の公正価値を評価する。通常、レベル1の有価証券に分類されるこれらの有価証券は、公正価値で評価される場合には、公正価値ヒエラルキーのレベル2に移行されることとなる。公正価値が使用される日数は市場活動によるが、ファンドにより公正価値がかなりの程度使用されることもあり得る。報告期間末現在、公正価値による評価は、ポートフォリオの特定の外国証券に使用された。外貨建の有価証券については、もしあれば、期末の為替レートで米ドルに換算される。

値付機関またはディーラーが有価証券を評価できないかまたはパトナム・マネジメントが当該有価証券の公正価値を正確に反映していないと考える場合には、当該有価証券はパトナム・マネジメントにより公正価値で評価される。特定の制限付証券および非流動証券ならびにデリバティブを含む特定の投資有価証券も、受託者が承認した手順に従って公正価値で評価される。かかる評価においては、金利または信用の質の変化、他の有価証券との多様な関係、割引率、米国財務省証券、米国スワップおよびクレジット・イールド、インデックス水準、コンベクシティ・エクスポージャーならびに回収率などの要因が、重要な市場状況または個別の証券の事象とみなされる。当該有価証券は、重要なインプットの優先順位によりレベル2またはレベル3に分類される。

かかる評価および手続は、受託者会により定期的に見直される。有価証券の公正価値は通常、合理的な期間に、かかる証券を秩序的な処分により実現できるとファンドが合理的に予測できる金額として決定される。その性質上、公正価値による価格は現在販売されている有価証券の誠実に見積もられた価値であり、実勢市場価格を反映しておらず、かなりの差異があることがある。

#### 証券取引および関連する投資収益

証券取引は、約定日(買注文あるいは売注文が執行された日)に計上されている。有価証券売却損益は、個別法で決定されている。

受取利息は、適用される源泉税を控除して、発生基準で計上される。適用される源泉税を控除した受取配当金は、一定の外国証券からの配当金が、もしあれば、配当落ち日の通知を受け次第認識される場合を除いて、配当落ち日に認識される。現物配当は、もしあれば、受領有価証券の公正な時価で記帳される。資本またはキャピタル・ゲインの払戻しを表す配当金は、もしあれば、取得原価の減少および/または実現利益として反映される。

すべてのプレミアム/割引は、最終利回り基準で償却/増価されている。

#### 外貨換算

ファンドの会計記録は米ドルで記帳されている。外国有価証券、保有通貨、その他の資産および負債の市場価額は、取引日の為替レートで米ドルに換算後、ファンドの帳簿に記帳される。各有価証券の取得原価は、取得時の為替レートを使って決定される。所得税および源泉徴収税は、稼得時または発生時に実勢為替レートで換算される。ファンドは、投資有価証券に係る外国為替レートの変動による実現または未実現の損益を、証券の市場価格の変動から生じる値幅の変動と区別しない。かかる損益は、投資有価証券に係る実現および未実現の純損益に含まれている。外貨取引に係る実現純損益は、クローズド為替予約に係る実現為替純損益、外貨の売却、証券取引にかかる約定日と決済日間の実現為替差損益、ならびにファンドの帳簿に記載された投資収益および外国源泉徴収税の総額と実際に受領されまたは支払われた米ドル相当額との差額を表している。外貨建資産および負債に係る未実現純評価損益は、期末時におけるオープン先物通貨契約および投資有価証券以外の資産および負債の為替レートの変動による価額変動から生じている。

#### 為替予約

ファンドは、将来の一定の期日における設定価格で通貨を売買する二当事者間の契約である、為替予約を締結する。かかる契約は、為替リスクをヘッジするために使用される。

為替予約の米ドル価額は、値付サービス機関により提供される現行為替予約レートを用いて決定される。契約の市場価額は、為替レートの動きに伴って変動する。契約は毎日値洗いされ、市場価額の変動は、未実現損益として計上される。契約の満了の際または通貨の受け渡しにより、ファンドは、契約開始時の価額と契約終了時の価額との間の差額に相当する実現損益を計上する。ファンドは、通貨価額が望ましくない方向へ変動したり、契約の相手方が契約条項を遵守することができなかつたり、ファンドが持高を手仕舞いすることができないかもしれない、というリスクを負っている。リスクは、資産および負債計算書に認識された金額を超えることがある。

期末現在未決済の為替予約は、もしあれば、投資有価証券明細表の後に記載されている。ファンドの平均契約額については注5を参照のこと。

#### マスター契約

ファンドは、特定の取引相手方と共に、随時締結される店頭デリバティブおよび外国為替契約を規定するISDA(国際スワップ・デリバティブ協会)マスター契約(以下「マスター契約」という。)の当事者である。本マスター契約は、特に当事者の一般的義務、表明、合意、担保要件、債務不履行事由および期限前終了に関する条項を含んでいる。特定の取引相手方に関して、マスター契約の条件に従ってファンドに提供された担保は、ファンドの保管会社により分別勘定に保有され、売却または再担保することができる金額に関しては、ファンドのポートフォリオ中に表示される。

ファンドが提供した担保はファンドの保管会社により分別保管され、ファンドの組入投資有価証券に分類される。担保は、現金、米国政府または関連機関発行の債務証券、またはファンドと当該取引相手方が同意するその他の有価証券の形をとる。担保要件は、ファンドにおける各取引相手方のネットポジションに基づいて決定される。

ファンドに適用される終了事由は、一定期間に渡りファンドの純資産が規定の基準以下に減少する場合に発生しうる。取引相手方に適用される終了事由は、取引相手方の長期および短期の信用格付が規定のレベル以下に下がる場合に発生しうる。いずれの場合も、発生次第、他方当事者は期限前終了を選択し、かかる期限前終了により発生し、終了選択当事者により合理的に決定される損失および費用の支払を含む、未決済のデリバティブ契約および外国為替契約のすべての決済を行うことができる。一またはそれ以上のファンドの取引相手方が期限前終了を決定した場合、その決定は、ファンドの将来のデリバティブ活動に影響を与えうる。

報告期間末現在、ファンドはマスター契約に基づくデリバティブ契約に係る純負債ポジションを有していないかった。

#### 有価証券貸付

ファンドは、追加的収益を得るために、その代理人を通じて資格のある借り手に有価証券を貸し付けることができる。貸付は、貸付有価証券の時価と少なくとも同額の現金で担保されている。貸付有価証券の時価は毎日決定され、必要な追加担保は翌営業日にファンドに割り当てられる。借り手による債務不履行のリスクは、ファンドの代理人により負担され、ファンドは現金担保の投資に関する損失リスクを負う。有価証券貸付からの収益は、運用計算書の投資収益に含まれている。現金担保は、パトナム・マネジメントの関係会社により管理される有限責任会社であるパトナム・キャッシュ・コラテラル・プール・エルエルシーにおいて運用される。パトナム・キャッシュ・コラテラル・プール・エルエルシーにおける運用は、各営業日の最終純資産価額で評価される。パトナム・キャッシュ・コラテラル・プール・エルエルシーに課される管理報酬はない。報告期間末現在、ファンドは有価証券を貸し付けていなかった。

#### ファンド間貸付

ファンドは、SECが公表した免除命令に従って、他のパトナム・ファンドと共にファンド間貸付プログラムに参加することができる。当該プログラムは、ファンドが他のパトナム・ファンドから借り入れること、または他のパトナム・ファンドに対して貸し付けることを認めるものである。ファンド間貸付取引は、各ファンドの投資方針ならびに借入および貸付限度に従って行われる。ファンド間貸付取引に係る受取利息または支払利息は、現行の市場レートの平均に基づく。報告期間において、ファンドは当プログラムを利用しなかった。

#### 信用限度枠

ファンドは他のパトナム・ファンドと共に、ステート・ストリートにより提供される315百万ドルの無担保約定信用限度枠および185百万ドルの無担保非約定信用限度枠に参加している。借入は、受益者の買戻請求および取引決済のための資金調達を含む、一時的または緊急の目的で行われることがある。ファンドの借入額に応じて、約定信用限度枠分についてはフェデラルファンドの利率+1.25%、非約定信用限度枠分についてはフェデラルファンドの利率+1.30%に相当する利率で、ファンドに対して利息が課せられる。約定信用限度枠の0.02%に相当するクロージング手数料および非約定信用限度枠に対して50,000ドルが参加ファンドにより支払われた。さらに、約定信用限度枠の未使用部分に関する年率0.11%の融資枠維持手数料が、参加ファンドの純資産額に基づき参加ファンドに割り当てられ、四半期毎に支払われた。報告期間において、ファンドにはかかる契約に対する借入はなかった。

#### 連邦税

指定期間内のすべての課税所得を分配し、その他については規制された投資会社に適用される1986年内国歳入法(改正済)(以下「内国歳入法」という。)の各条項に従うことがファンドの方針である。また、内国歳入法4982条に基づく消費税の課税を回避し得る金額を分配することも、ファンドの意向である。

ファンドは、会計基準成文化ASC第740号「法人所得税」(以下「ASC第740号」という。)の規定に従う。ASC第740号は、税務申告において採用される、または採用されると見込まれる税務上のポジションの優遇についての財務書類上の認識に関する最低基準を規定している。ファンドは、添付の財務書類上に認識されない税務上の優遇として計上すべき負債を有していなかった。収益、キャピタル・ゲイン、所有有価証券の未実現評価益に係る連邦税についても、収益やキャピタル・ゲインに係る消費税についても、引当金は設定されていない。ファンドの過去3年間の連邦税申告は、内国歳入庁の審査を条件とする。

ファンドはまた、投資を行っている国々の政府により課税の対象となることがある。かかる税金は、一般に、稼得もしくは本国に送金された収益またはキャピタル・ゲインに基づく。ファンドは、収益および/またはキャピタル・ゲインを稼得する場合には、投資純利益、実現純利益および未実現純利益に対してかかる税金を未払計上および適用する。場合により、ファンドはかかる税金のすべてまたは一部の還付を請求する権利を有する可能性があり、かかる還付額は、もしあれば、ファンドの帳簿に資産として反映される。しかし多くの場合、投資を行う国によっては、ファンドが長期間かかる還付額を受領できない可能性がある。

2012年6月30日現在、ファンドは、内国歳入法で許容される範囲内で、将来の純キャピタル・ゲインがある場合にはそれと相殺することができる、96,345,126ドルの繰越キャピタル・ロス<sup>\*</sup>を有していた。繰越金額および失効日は以下のとおりである。

#### 繰越損失

短期	長期	合計	失効日
3,647,473ドル	-	3,647,473ドル	*
34,323,985ドル	該当なし	34,323,985ドル	2017年6月30日
58,373,668ドル	該当なし	58,373,668ドル	2018年6月30日

<sup>\*</sup> 2010年規制投資会社近代化法に基づき、ファンドは2010年12月22日より後に開始する課税年度に発生したキャピタル・ロスを無期限に繰越することが許容される。しかし、発生する損失については、制定前の課税年度に発生した損失に先立って使用することが求められる。当該規則により、制定前のキャピタル・ロスの繰越は、未使用で失効する可能性が高い。さらに、制定後の繰越キャピタル・ロスは、以前の法律ではすべて短期とみなされていたが、短期または長期のキャピタル・ロスとしての性質を保持することとなる。

規制投資会社に適用される連邦所得税規則に準拠して、ファンドは、2011年11月1日から2012年6月30日までの期間中に認識された5,013,127ドルのキャピタル・ロスを、2013年6月30日終了年度まで繰り延べることを決定した。

税務上の個別法取得原価合計額は129,695,529ドルであり、その結果、未実現の評価益および評価損の総額はそれぞれ29,377,195ドルおよび1,872,642ドル、また未実現純評価益は27,504,553ドルである。

#### 受益者への分配

投資純利益からの受益者への分配は、ファンドによって、配当落ち日に記帳される。キャピタル・ゲインからの配当は(もしあれば)、配当落ち日に計上され、少なくとも年1回支払われる。分配される収益の金額や性質は、一般に認められている会計原則とは異なることのある所得税規則に従って決定される。分配財源は、宣言時に見積もられる。実際の結果は異なることがある。ファンドの会計年度末以降に税額の算定が完了するまで、非課税の資本の払戻しは決定されない。ファンドの資本勘定は、所得税規則に基づく分配可能な収益およびキャピタル・ゲイン(もしくは繰越可能キャピタル・ロス)を反映するように組替えられている。

## 注2 管理報酬、管理事務業務およびその他の取引

ファンドは、ファンドの管理契約に規定され、パトナム・マネジメントが出資するほとんどのオープン・エンド型ファンドの純資産総額の平均に基づき変動する可能性のある年率の管理報酬(ファンドの平均純資産に基づき毎月計算され支払われる。)(以下「基本報酬」という。)をパトナム・マネジメントに支払う。かかる年率は、以下の通り変動する。

	50億ドル以下の部分について	平均純資産額の0.850%
50億ドル超	100億ドル以下の部分について	0.800%
100億ドル超	200億ドル以下の部分について	0.750%
200億ドル超	300億ドル以下の部分について	0.700%
300億ドル超	800億ドル以下の部分について	0.650%
800億ドル超	1,300億ドル以下の部分について	0.630%
1,300億ドル超	2,300億ドル以下の部分について	0.620%
	2,300億ドル超の部分について	0.615%

さらに、2011年1月から、月次の管理報酬は、当該月における運用実績調整額を加えるかまたは差し引いた月次の基本報酬からなる。運用実績調整額は、当該時点で終了した36か月間にわたる運用実績に基づき決定されるか、それより短い場合には、2010年1月1日から報酬調整額が計算される月末までの期間の運用実績に基づき決定される。各月において、運用実績調整額は、運用期間にわたるファンドの平均純資産に運用実績調整率を乗じて計算され、その計算結果は12で除される。結果として生じた額(米ドル)が当該月の基本報酬に加えられるかまたは基本報酬から差し引かれる。運用実績調整率は、それぞれの運用期間にわたり測定される。ファンドの年率換算された運用実績(ファンドのクラスA受益証券により測定される。)とMSCI欧州株インデックス(純配当)の年率換算された運用実績との差異に0.03を乗じた額に等しい。年率換算された最大の運用実績調整率は+/-0.15%である。月次の基本報酬は当該月のファンドの平均純資産額に基づき決定されるが、運用実績調整額は最大36か月の運用期間にわたるファンドの平均純資産額に基づき決定される。これは、ファンドの運用実績が運用期間にわたって著しくベンチマークを下回った場合、およびファンドの資産が当該期間にわたって著しく減少した場合には、マイナスの実績調整額が基本報酬を上回る可能性があることを意味する。この場合には、パトナム・マネジメントがファンドに対して支払を行うこととなる。

運用実績調整額は、絶対的な実績ではなく適用されるベンチマーク・インデックスと比較したファンドの実績に基づくため、運用実績調整額は、ファンドの受益証券が運用期間中に価値を下げたとしても、ファンドの実績がベンチマーク・インデックスを上回っていればパトナム・マネジメントの報酬を増加させうる。また、ファンドの受益証券が運用期間中に価値を上げたとしても、ファンドの実績がベンチマーク・インデックスを下回っていればパトナム・マネジメントの報酬を減少させうる。

報告期間において、基本報酬は、運用実績に基づく51,690ドル(ファンド平均純資産額の0.034%)を加える前は、ファンドの平均純資産額の0.356%の実効料率(実際の費用放棄による影響を除く)であった。

パトナム・マネジメントは、2013年6月30日まで、ファンドの累積費用(仲介料、金利、税金、投資関連費用、特別費用、取得したファンドの報酬および費用、ならびにファンドの投資者サービス契約、投資運用契約および販売計画に基づく支払を除く。)を、1会計年度の初めから今日までを基準として、かかる会計年度の初めから今日までの期間にわたりファンドの平均純資産額の年率0.20%までに制限するために必要な範囲で報酬を放棄するかまたはファンドの費用を払い戻すことに契約上合意した。報告期間中に、ファンドの費用は、かかる制限により減少しなかった。

パトナム・マネジメントの関係会社であるパトナム・インベストメンツ・リミテッド(以下「P I L」という。)は、パトナム・マネジメントが随時決定するファンド資産の一部を管理運用することを受託者により授權されている。パトナム・マネジメントは、その役務に対し、P I Lが管理運用するファンドの一部の平均純資産の年率0.35%で四半期毎の副管理報酬をP I Lに支払う。

パトナム・マネジメントの関係会社であるパトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシー(以下「P A C」という。)は、パトナム・マネジメントまたはP I Lにより随時指定されるファンド資産の一部を管理運用することを受託者会により授權されている。パトナム・マネジメントまたはP I Lは、その役務に対し、P A Cが副投資顧問会社として携わるファンド資産の当該部分の平均純資産の年率0.35%で四半期毎に副顧問報酬をP A Cに支払う。

ファンドは、パトナム・マネジメントに、ファンドの役員およびファンドに対して管理事務業務を提供した従業員に関する報酬および関連する費用として割当てられた額を補填する。かかるすべての補填金の総額は、毎年受託者によって決定される。

ファンド資産の保管業務は、ステート・ストリートにより提供される。保管報酬は、ファンドの資産レベル、証券保有数および取引量に基づく。

パトナム・マネジメントの関係会社であるパトナム・インベスター・サービスズ・インクは、ファンドに対して投資者サービス代行業務を提供する。パトナム・インベスター・サービスズ・インクは、ファンドのリテール資産レベル、ファンドの受益者口座数およびファンドの確定拠出プランの資産レベルに基づく投資者サービス報酬を受領した。投資者サービス報酬は、ファンドの平均純資産の年率0.32%を超えないものとする。2012年3月1日より前までは、投資者サービス報酬は、ファンドの平均純資産の年率0.375%を超えないものとされた。報告期間中、投資者サービス報酬に関するクラス固有の費用は、以下の通りであった。

クラスA 受益証券	203,306ドル	クラスR 受益証券	264ドル
クラスB 受益証券	4,738ドル	クラスY 受益証券	11,955ドル
クラスC 受益証券	2,429ドル	合計	226,746ドル
クラスM 受益証券	4,054ドル		

ファンドは、現金残高から許容される利益によりパトナム・インベスター・サービスズ・インクおよびステート・ストリートの報酬が減額される費用相殺の取決めを、パトナム・インベスター・サービスズ・インクおよびステート・ストリートとの間で締結した。ファンドはまた、仲介事務協定によっても費用を減額させた。報告期間において、ファンドの費用は、費用相殺の取決めにより262ドル減少した。

ファンドの独立の各受託者は、四半期毎の報酬として119ドルがファンドに割当てられている年間受託者報酬および各受託者会出席についての追加報酬を受領する。受託者はまた、受託者としての役務に関連して負担する費用の払い戻しを受ける。

ファンドは、受託者に1995年7月1日以降支払われる受託者報酬の全部または一部について、その受領の繰延を認める受託者報酬繰延プラン(以下「繰延プラン」という。)を採用している。支払が繰延べられた報酬は、繰延プランに従って分配が行われるまで特定のパトナム・ファンドに投資される。

ファンドは、最低5年以上、受託者として役務を提供し、2004年より前に初めて選出されたファンドの受託者を対象とした非払戻無拠出型確定給付年金プラン(以下「年金プラン」という。)を採用している。年金プランにおける給付金は、2005年12月31日に終了した3年間の受託者の年次出席報酬および顧問報酬の平均合計額の50%相当額である。退職給付金は、2006年12月31日までの役務提供年数に応じて、退職後の年度から終身、受託者に給付される。ファンドの年金費用は、運用計算書において受託者報酬および費用に含まれている。未払年金債務は、資産および負債計算書において、未払受託者報酬および費用に含まれている。受託者会は、2003年より後に初めて選出された受託者に関しては年金プランを終了させた。

ファンドは、1940年投資会社法のルール12b - 1に従って、クラスA 受益証券、クラスB 受益証券、クラスC 受益証券、クラスM 受益証券およびクラスR 受益証券に関して販売計画(以下「計画」という。)を採用している。これらの計画の目的は、パトナム・インベストメンツ・エルエルシーの間接的全額出資子会社であるパトナム・リテール・マネジメント・リミテッド・パートナーシップに対し、ファンドの受益証券の販売に際して提供された役務および発生した費用を補償することにある。当該計画により、クラスA 受益証券、クラスB 受益証券、クラスC 受益証券、クラスM 受益証券およびクラスR 受益証券に帰属するファンドの平均

純資産額のそれぞれ0.35%、1.00%、1.00%、1.00%および1.00%までの年率で、ファンドはパトナム・リテール・マネジメント・リミテッド・パートナーシップに対して支払を行なう。受託者は、ファンドが、クラスA受益証券、クラスB受益証券、クラスC受益証券、クラスM受益証券およびクラスR受益証券それぞれに帰属する平均純資産額の年率0.25%、1.00%、1.00%、0.75%および0.50%で支払をなすことを承認している。報告期間中、販売報酬に関するクラス固有の費用は、以下の通りであった。

クラスA 受益証券	171,739ドル	クラスM 受益証券	10,272ドル
クラスB 受益証券	16,009ドル	クラスR 受益証券	448ドル
クラスC 受益証券	8,214ドル	合計	206,682ドル

報告期間において、引受人を務めるパトナム・リテール・マネジメント・リミテッド・パートナーシップは、クラスAおよびクラスM受益証券の販売手数料2,539ドルおよび11ドルをそれぞれ受領し、クラスB受益証券およびクラスC受益証券の買戻しによる解約手数料1,388ドルおよび0ドルをそれぞれ受領した。

クラスAおよびクラスM受益証券の一定の買戻しには、それぞれ1.00%および0.65%までの解約手数料が賦課される。報告期間において、引受人を務めるパトナム・リテール・マネジメント・リミテッド・パートナーシップは、クラスAおよびクラスM受益証券の買戻しに関して、20ドルおよび0ドルをそれぞれ受領した。

### 注3 投資有価証券の売買

報告期間中における、短期投資以外の投資有価証券の取得原価および売却手取金の総額は、それぞれ37,008,560ドルおよび50,977,007ドルであった。米国政府長期債務証券の購入または売却手取金はなかった。

### 注4 資本金

報告期間末現在、授権受益証券の発行口数に制限は無かった。資本取引は以下のとおりであった。

クラスA	2012年12月31日に終了した6か月間		2012年6月30日に終了した年度	
	受益証券(口)	金額(ドル)	受益証券(口)	金額(ドル)
販売受益証券	82,354	1,597,669	739,742	13,711,894
分配金再投資に伴う発行受益証券	94,383	1,932,971	383,555	6,094,693
	176,737	3,530,640	1,123,297	19,806,587
買戻受益証券	(797,063)	(15,373,889)	(1,901,285)	(34,011,138)
純減少	(620,326)	(11,843,249)	(777,988)	(14,204,551)

クラスB	2012年12月31日に終了した6か月間		2012年6月30日に終了した年度	
	受益証券(口)	金額(ドル)	受益証券(口)	金額(ドル)
販売受益証券	5,512	100,513	12,722	216,818
分配金再投資に伴う発行受益証券	1,236	24,325	9,719	148,406
	6,748	124,838	22,441	365,224
買戻受益証券	(27,768)	(501,835)	(107,058)	(1,840,197)
純減少	(21,020)	(376,997)	(84,617)	(1,474,973)

クラスC	2012年12月31日に終了した6か月間		2012年6月30日に終了した年度	
	受益証券(口)	金額(ドル)	受益証券(口)	金額(ドル)
販売受益証券	3,350	63,757	3,837	65,794
分配金再投資に伴う発行受益証券	618	12,447	3,562	55,706
	3,968	76,204	7,399	121,500

買戻受益証券	(4,671)	(90,207)	(24,954)	(439,458)
純減少	(703)	(14,003)	(17,555)	(317,958)

クラスM	2012年12月31日に終了した6か月間		2012年6月30日に終了した年度	
	受益証券(口)	金額(ドル)	受益証券(口)	金額(ドル)
販売受益証券	174	3,243	1,423	26,401
分配金再投資に伴う発行受益証券	976	19,824	5,482	86,389
	1,150	23,067	6,905	112,790
買戻受益証券	(10,315)	(196,124)	(34,869)	(632,816)
純減少	(9,165)	(173,057)	(27,964)	(520,026)

クラスR	2012年12月31日に終了した6か月間		2012年6月30日に終了した年度	
	受益証券(口)	金額(ドル)	受益証券(口)	金額(ドル)
販売受益証券	1,049	19,607	3,317	59,511
分配金再投資に伴う発行受益証券	94	1,914	573	8,995
	1,143	21,521	3,890	68,506
買戻受益証券	(2,697)	(50,116)	(4,477)	(81,078)
純減少	(1,554)	(28,595)	(587)	(12,572)

クラスY	2012年12月31日に終了した6か月間		2012年6月30日に終了した年度	
	受益証券(口)	金額(ドル)	受益証券(口)	金額(ドル)
販売受益証券	25,414	483,134	39,189	715,000
分配金再投資に伴う発行受益証券	7,080	145,418	24,141	384,559
	32,494	628,552	63,330	1,099,559
買戻し受益証券	(39,505)	(747,640)	(96,843)	(1,759,480)
純減少	(7,011)	(119,088)	(33,513)	(659,921)

## 注5 デリバティブ活動の概要

報告期間中に保有されていた各種デリバティブについての期間中の平均取引量は、以下の通りであった。  
先渡(契約額) 9,200,000ドル

以下は、報告期間末現在のデリバティブ商品の時価の概要である。

## 報告期間末現在のデリバティブ商品の時価

	資産デリバティブ		負債デリバティブ	
	資産および負債計算書科目	時価(ドル)	資産および負債計算書科目	時価(ドル)
A S C 第815号に基づきヘッジ商品として会計処理されないデリバティブ				
外国為替契約	未収金	42,702	未払金	40,330
合計		42,702		40,330



以下は、報告期間における運用計算書上のデリバティブ商品の実現損益および未実現損益の変動の概要である(注1参照)。

投資有価証券に係る純(損)益において認識されたデリバティブに係る実現(損)益の額

A S C第815号に基づきヘッジ商品として会計処理されないデリバティブ	為替予約 (ドル)	合計 (ドル)
外国為替契約	(31,670)	(31,670)
合計	(31,670)	(31,670)

投資有価証券に係る純(損)益において認識されたデリバティブに係る未実現評価(損)益の変動

A S C第815号に基づきヘッジ商品として会計処理されないデリバティブ	為替予約 (ドル)	合計 (ドル)
外国為替契約	5,294	5,294
合計	5,294	5,294

注6 関連発行体との取引

共通の保有者により管理運用されるパトナム・マネー・マーケット・リクイディティ・ファンドとの報告期間中の取引は、以下の通りであった。

関連会社の名称	報告期間期首 現在の時価 (ドル)	取得原価 (ドル)	売却手取額 (ドル)	投資収益 (ドル)	報告期間末 現在の時価 (ドル)
パトナム・マネー・マーケット・リクイディティ・ファンド*	3,703,055	15,495,453	17,242,771	1,422	1,955,737

\* パトナム・マネー・マーケット・リクイディティ・ファンドに課された管理報酬は、パトナム・マネジメントにより放棄された。

注7 市場リスク、信用リスクおよびその他のリスク

通常の業務過程で、ファンドは金融商品を売買し、市場の変動(市場リスク)または取引を履行する契約相手方の債務不履行(信用リスク)による潜在的な損失リスクを伴う金融取引を行う。ファンドは、ファンドが未決済取引またはオープン取引を有する機関または他の企業が債務を履行出来ない追加の信用リスクにさらされる可能性がある。外国有価証券への投資は、景気変動、政情不安および通貨価値の変動を含む一部のリスクを内包している。

注8 規制に関する事柄および訴訟

2003年下期および2004年に、パトナム・マネジメントは、パトナム・ファンドにおける過度の短期売買に関連する請求について、SECおよびマサチューセッツ州証券局と和解した。2011年7月、ファンドは、SECにより承認された配分計画に関連して返還金に関する1,855,247ドルの未収金を計上した。2011年12月にファンドが受領したこの額は、和解金支払による資本の増加の一部として純資産変動計算書に計上されている。パトナム・マネジメントは、当該事項の結果としてパトナム・ファンドが被るあらゆる費用を負担することに同意している。

注9 新たな会計基準

2011年12月に、FASBはASU第2011-11号「資産と負債の相殺に係る開示」を公表した。この改訂は、事業体に、資産および負債計算書で相殺されるかまたは強制力のあるマスター・ネットリング契約もしくは類似契約に従うデリバティブ商品およびその他の金融商品についての総額と純額の両情報を開示するよう要求する新たな開示規定を設けている。当該開示規定は、2013年1月1日以降開始する年次報告期間および中間期間より適用となる。パトナム・マネジメントは、ASU第2011-11号の適用およびファンドの財務諸表に与える影響について現在評価中である。

[次へ](#)

## (2) 投資有価証券明細表等

投資有価証券明細表  
2012年12月31日現在(未監査)

普通株式 (99.0%)*	株数	時価(米ドル)
オーストリア (0.8%)		
Erste Group Bank AG †	40,289	\$1,288,262
		1,288,262
ベルギー (1.2%)		
Solvay SA	13,002	1,871,652
		1,871,652
フランス (14.7%)		
Christian Dior SA	19,074	3,297,619
European Aeronautic Defense and Space Co. NV	45,565	1,785,844
Pernod-Ricard SA	21,057	2,476,025
Sanofi	60,013	5,691,346
SCOR SE	44,473	1,199,187
Societe Generale SA †	79,569	2,992,927
Valeo SA	53,126	2,693,827
Vivendi	127,713	2,876,054
		23,012,829
ドイツ (19.1%)		
BASF SE	46,194	4,341,835
Bayer AG	32,546	3,090,650
Biotest AG-Vorzugsaktien (Preference)	23,612	1,543,389
Continental AG	15,480	1,791,110
Deutsche Lufthansa AG	152,397	2,864,521
Deutsche Post AG	147,191	3,227,506
Henkel AG & Co. KGaA (Preference)	26,136	2,146,372
Kabel Deutschland Holding AG	38,007	2,842,100
Lanxess AG	15,740	1,376,567
Merck KGaA	10,794	1,424,138
MTU Aero Engines Holding AG	23,496	2,135,694
Siemens AG	29,363	3,191,453
		29,975,335
アイルランド (1.5%)		
Kerry Group PLC Class A	44,334	2,353,293
		2,353,293
イタリア (4.8%)		
ENI SpA	152,886	3,771,627
Fiat Industrial SpA	111,697	1,224,700
Fiat SpA †	217,794	1,100,109
Luxottica Group SpA	33,688	1,399,774
		7,496,210

普通株式 (99.0%)* (つづき)	株数	時価 (米ドル)
<b>オランダ (4.3%)</b>		
ASML Holding NV	19,076	\$1,234,974
Gemalto NV	15,046	1,362,206
ING Groep NV GDR †	317,005	3,031,421
Ziggo NV	34,428	1,112,677
		6,741,278
<b>ロシア (1.9%)</b>		
Magnit OJSC GDR	30,937	1,252,695
Sberbank of Russia ADR	134,686	1,674,183
		2,926,878
<b>スペイン (2.5%)</b>		
Amadeus IT Holding SA Class A	75,438	1,893,062
Banco Bilbao Vizcaya Argentaria SA (BBVA)	215,464	1,978,034
		3,871,096
<b>スウェーデン (1.0%)</b>		
Volvo AB Class B	110,280	1,520,728
		1,520,728
<b>スイス (6.8%)</b>		
Nestle SA	108,096	7,045,061
Partners Group Holding AG	5,463	1,261,797
UBS AG	153,595	2,415,462
		10,722,320
<b>イギリス (37.2%)</b>		
Aggreko PLC	27,917	800,615
Associated British Foods PLC	96,663	2,460,456
Barclays PLC	755,693	3,263,371
BG Group PLC	151,919	2,547,418
BHP Billiton PLC	76,574	2,690,772
Centrica PLC	570,316	3,098,181
Compass Group PLC	181,041	2,141,129
HSBC Holdings, PLC	143,578	1,518,600
Kingfisher PLC	535,002	2,471,114
Lloyds Banking Group PLC †	2,155,846	1,727,432
Persimmon PLC	201,968	2,667,231
Prudential PLC	267,481	3,732,238
Royal Dutch Shell PLC Class A	211,318	7,466,822
Shire PLC	42,419	1,302,814
SSE PLC	108,020	2,496,459
Standard Chartered PLC	93,331	2,365,816
TalkTalk Telecom Group PLC	298,026	1,154,319
Telecity Group PLC	161,262	2,114,044
TUI Travel PLC	433,636	2,018,017

普通株式 (99.0%)* (つづき)	株数	時価 (米ドル)
イギリス (つづき)		
Virgin Media, Inc.	44,233	\$1,625,563
Vodafone Group PLC	1,816,482	4,568,209
WPP PLC	175,040	2,544,604
Xstrata PLC	91,956	1,635,536
		58,410,760
アメリカ合衆国 (3.2%)		
Covidien PLC	26,000	1,501,240
KKR & Co. LP	82,700	1,259,521
Monsanto Co.	12,000	1,135,800
Schlumberger, Ltd.	16,700	1,157,143
		5,053,704
普通株式合計 (取得原価 \$127,632,335)		\$155,244,345
短期投資 (1.2%)*	株数	時価 (米ドル)
パトナム・マネー・マーケット・リクイディティ・ ファンド 0.14% <sup>L</sup>	1,955,737	\$1,955,737
短期投資合計 (取得原価 \$1,955,737)		\$1,955,737
投資有価証券合計		
投資有価証券合計 (取得原価 \$129,588,072)		\$157,200,082

#### 投資有価証券の略称

- ADR 米国預託証券：保管銀行に預託している外国有価証券の所有権を表す。  
 GDR 国際預託証券：保管銀行に預託している外国有価証券の所有権を表す。  
 OJSC オープン・ジョイント・ストック・カンパニー

#### 投資有価証券明細表に対する注記

特段の記載のない限り、投資有価証券明細表に対する注記は、2012年7月1日から2012年12月31日まで（以下「報告期間」という。）のファンドの報告期間終了時までについてである。以下の投資有価証券明細表に対する注記において、「ASC第820号」とは会計基準成文化ASC第820号「公正価値測定および開示」を意味する。

\* 表示された比率は、156,807,682ドルの純資産に基づいている。

† 配当を出さない有価証券。

<sup>L</sup> 関連会社（注記6）。証券の銘柄名に記載された利率は、報告期間末現在のファンドの年率換算で7日間の利回りである。

報告期間末現在、ファンドは、以下の通り10%を超える業種集中を有していた（純資産額に対する割合）。

金融	18.9%
一般消費財・サービス	17.0
生活必需品	11.3
資本財・サービス	10.7

2012年12月31日現在の為替予約(額面総額 \$7,263,013)(未監査)

取引相手方	通貨	契約種類	引渡日 (月日年)	時価 (米ドル)	額面総額 (米ドル)	未実現評価 (損)益 (米ドル)
Credit Suisse International						
	ユーロ	売り	1/16/13	\$3,682,543	\$3,642,213	\$(40,330)
	スイス・フラン	買い	1/16/13	3,663,502	3,620,800	42,702
合計						\$2,372

A S C 第820号は、公正価値の測定の開示について3段階のヒエラルキーを設定している。評価ヒエラルキーは、ファンドの投資有価証券の評価に対するインプットの透明性に基づいたものである。3つのレベルの定義は、以下の通りである。

レベル1 - 活発な市場における同一の有価証券の市場価格に基づく評価。

レベル2 - 活発でない市場における市場価格またはすべての重要なインプットが、直接的または間接的に観察可能な場合の市場価格に基づく評価。

レベル3 - 公正価値の測定に関して観察不能な重要なインプットに基づく評価。

以下は、報告期間末現在のファンドの純資産額の評価に用いられたインプットの概要である。

投資有価証券：	評価インプット		
	レベル1	レベル2	レベル3
普通株式：			
オーストリア	\$—	\$1,288,262	\$—
ベルギー	—	1,871,652	—
フランス	—	23,012,829	—
ドイツ	—	29,975,335	—
アイルランド	—	2,353,293	—
イタリア	—	7,496,210	—
オランダ	—	6,741,278	—
ロシア	—	2,926,878	—
スペイン	—	3,871,096	—
スウェーデン	—	1,520,728	—
スイス	—	10,722,320	—
イギリス	1,625,563	56,785,197	—
アメリカ合衆国	5,053,704	—	—
普通株式合計	6,679,267	148,565,078	—
短期投資	1,955,737	—	—
レベル別合計	\$8,635,004	\$148,565,078	\$—

## 評価インプット

その他の金融商品：	レベル1	レベル2	レベル3
為替予約	\$—	\$2,372	\$—
レベル別合計	\$—	\$2,372	\$—

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

## 4 管理会社の概況

### (1) 資本金の額

#### ・ファンド

該当なし。(2013年1月末日現在)

#### ・パトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシー(管理運用会社)

出資の額\*(2013年1月末日現在)

133,355,163\*\*ドル(約122億円)

最近5年間における出資の額の増減

(単位:ドル)

	2008年末	2009年末	2010年末	2011年末	2012年末
出資の額	58,526,939	69,079,977	82,851,104	135,510,826	128,729,350**

\* 拠出資本 (contributed capital) および留保利益 (retained earnings) のみからなる。累積包括利益 (accumulated comprehensive income) および親会社との資本関係は除かれる。

\*\*未監査

### (2) 事業の内容及び営業の状況

#### ・ファンド

ファンドは、組入証券の購入、売却、申込みおよび転換ならびにファンド資産に直接または間接に付随する権利の行使を含む管理・運用業務を行う。

ファンドはファンドの管理・運用業務を管理運用会社であるパトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシーに、ファンド資産の保管業務をステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーに、投資者サービス代行業務をパトナム・インベスター・サービシズ・インクにそれぞれ委託している。

パトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシーは、その関連会社であるパトナム・インベストメンツ・リミテッド(副管理運用会社)の業務をパトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシーの監督に従いファンドの資産の区分された一部分を運用する任務のために確保している。

パトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシーおよびパトナム・インベストメンツ・リミテッドは、その関連会社であるザ・パトナム・アドバイザリー・カンパニー・エルエルシー(副投資顧問会社)の業務をパトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシーおよびパトナム・インベストメンツ・リミテッドの監督に従いファンドの資産の区分された一部分を運用する任務のために確保している。

#### ・パトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシー(管理運用会社)

管理運用会社は、投資信託に対する投資運用および投資顧問サービスを提供する業務に従事している。



2013年1月末日現在、管理運用会社は以下の109のファンドおよびファンドのポートフォリオ(合計純資産総額約647億ドル)を運用、助言および/または管理している。

(2013年1月末日現在)

設立国または運用が行われている国別	基本的性格	ファンドの本数	純資産総額 (100万ドル)
アメリカ合衆国	クローズド・エンド型 ボンド・ファンド	6	2,719.43
	オープン・エンド型 バランス・ファンド	17	16,587.14
	オープン・エンド型 ボンド・ファンド	35	26,302.05
	オープン・エンド型 エクイティ・ファンド	51	19,106.10
合計		109	64,714.72

### (3) その他

#### ・ファンド

#### ・パトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシー(管理運用会社)

#### 訴訟等

2003年下期および2004年に、管理運用会社は、パトナム・ファンドにおける過度の短期売買に関連する請求について、証券取引委員会(SEC)およびマサチューセッツ州証券局と和解した。2011年7月、ファンドは、SECにより承認された配分計画関連の返還金額に関する1,855,247ドルの未収金を計上した。2011年12月にファンドが受領したこの額は、純資産変動計算書に和解金支払による資本の増加の一部として計上されている。かかる主張および関連する事項は、一部の訴訟(管理運用会社および限られた場合にはパトナムの一部の投資信託に対する集団訴訟を意図する複数の訴訟を含む。)の一般的な根拠になっている。2011年5月、ファンドは、かかる訴訟の和解に関する58,803ドルの支払を受領した。この額は、純資産変動計算書に和解金支払による資本の増加の一部として計上されている。管理運用会社は、かかる懸案事項の結果としてパトナム・ファンドが被るあらゆる費用を負担することに同意している。

[次へ](#)

## 2 - 2 その他の訂正

# 第二部 ファンド情報

## 第1 ファンドの状況

### 1 ファンドの性格

#### (4) ファンドに係る法制度の概要

準拠法

e) 内国歳入法

<訂正前>

ファンドは、アメリカ合衆国連邦所得税の目的上同法に基づく「規制を受ける投資会社」の資格を有しかつその他のあらゆる必要要件を充足する場合には、受益者に分配する利益および収益に対する連邦税を同法に基づき免除されることがある。

<訂正後>

投資会社は、一般に内国歳入法に基づくアメリカ合衆国連邦所得税の対象となる法人である。ただし、投資会社は、「規制を受ける投資会社」の資格を有しかつその他のあらゆる必要要件を充足する場合には、受益者に分配する利益および収益に対する連邦税を同法のサブチャプターMに基づき免除されることがある。

### 4 手数料等及び税金

#### (5) 課税上の取扱い

<訂正前>

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなっている。

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 日本の個人受益者についてのファンドの分配金は、上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）に係る配当課税の対象とされ、10%（所得税7%、住民税3%）の税率による源泉徴収が行われる（平成25年1月1日以後は10.147%（所得税7.147%、住民税3%）、平成26年1月1日以後は20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができるが（申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一である。）、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金について、上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人受益者については、ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）に対して、所得税のみ7%の税率による源泉徴収が行われる（平成25年1月1日以後は7.147%、平成26年1月1日以後は15.315%、平成50年1月1日以後は15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。
- (5) 一般に、ファンドからの分配は、日米租税条約に基づき軽減された税率10%でアメリカ合衆国の連邦所得税の源泉徴収の対象となる。米国内国連邦所得税として源泉徴収された金額については、日本において外国税額控除の適用を求めることができる。上記記載にかかわらず、適切に報告された「キャピタルゲイン配当」（内国歳入法に定義された語）は、一般に、アメリカ合衆国連邦所得税の源泉徴収の対象とならない。2012年1月1日より前に開始するファンドの課税年度に係る配当につき、一定の適切に報告された「金利関連配当」および「短期キャピタルゲイン配当」（それぞれ、内国歳入法に

定義された語)は、一般に、アメリカ合衆国連邦所得税の源泉徴収の対象とならない、2012年1月1日以降に開始する課税年度の配当に関しては、これらの免除を議会が遡及して延長するかどうかもおよび延長する場合の条件について現在のところ明確ではない。さらに、ファンドによる、一定の「米国不動産持分」に起因する収益の分配については、特別の租税規則が適用される場合がある。受益者は本ファンドへの投資による課税上の帰結に関する更なる情報につき各自の税務顧問に助言を求めべきである。

- (6) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻し請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいう。以下同じ。)に対して、源泉徴収選択口座において、10%(所得税7%、住民税3%)の税率による源泉徴収が行われる(平成25年1月1日以後は10.147%(所得税7.147%、住民税3%)、平成26年1月1日以後は20.315%(所得税15.315%、住民税5%)、平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)。受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、他の株式等の譲渡損益(上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限る。)および上場株式等の配当所得(受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合または源泉徴収選択口座に受け入れたファンドの分配金に限る。)との損益通算が可能である。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- (7) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(6)と同様の取扱いとなる。
- (8) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

本ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

なお、上記の課税上の取扱いについては、その他の法律または実務の変更に従って、変更される可能性がある。

アメリカ合衆国の内国歳入庁が課す要件の遵守を確保するため、本書に記載されるアメリカ合衆国の税金に関する助言は、( )本ファンドによる、本書で取り扱われている取引または事項の勧誘または販売に関連して記載されており、かつ、( )納税者によりアメリカ合衆国の課税上の罰課金を回避する目的で利用されるようには意図されたものまたは記載されたものではなく、納税者はこのような目的でこれを利用してはならないことを通知する。各納税者は、各納税者に固有の状況に基づき、独立の税務顧問の助言を求めべきである。

#### <訂正後>

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなっている。

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 日本の個人受益者についてのファンドの分配金は、上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。)に係る配当課税の対象とされ、10.147%(所得税7.147%、住民税3%)の税率による源泉徴収が行われる(平成26年1月1日以後は20.315%(所得税15.315%、住民税5%)、平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができるが(申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一である。)、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金について、上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人受益者については、ファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)に対して、所得税のみ7.147%の税率による源泉徴収が行われる(平成26年1月1日以後は15.315%、平成50年1月1日以後は15%の税率となる。)。なお、益金不算入の適用は認められない。

- (5) 一般に、ファンドからの分配は、日米租税条約に基づき軽減された税率10%でアメリカ合衆国の連邦所得税の源泉徴収の対象となる。米国連邦所得税として源泉徴収された金額については、日本において外国税額控除の適用を求めることができる。上記記載にかかわらず、適切に報告された「キャピタルゲイン配当」(内国歳入法に定義された語)は、一般に、アメリカ合衆国連邦所得税の源泉徴収の対象とならない。2014年1月1日より前に開始するファンドの課税年度に係る配当につき、適切に報告された「金利関連配当」および「短期キャピタルゲイン配当」(それぞれ、内国歳入法に定義された語)は、一般に、アメリカ合衆国連邦所得税の源泉徴収の対象とならない。これらの免除は、2014年1月1日以降に開始するファンドの課税年度の配当に関しては、議会在別段の定めのある法律を制定しない限り、失効する。さらに、ファンドによる、一定の「米国不動産持分」に起因する収益の分配については、特別の租税規則が適用される場合がある。受益者は本ファンドへの投資による課税上の帰結に関する更なる情報につき各自の税務顧問に助言を求めるべきである。
- (6) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいう。以下同じ。)に対して、源泉徴収選択口座において、10.147%(所得税7.147%、住民税3%)の税率による源泉徴収が行われる(平成26年1月1日以後は20.315%(所得税15.315%、住民税5%)、平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)。受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、他の株式等の譲渡損益(上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限る。)および上場株式等の配当所得(受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合または源泉徴収選択口座に受け入れたファンドの分配金に限る。)との損益通算が可能である。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- (7) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(6)と同様の取扱いとなる。

- (8) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

本ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

なお、上記の課税上の取扱いについては、その他の法律または実務の変更に従って、変更される可能性がある。

アメリカ合衆国の内国歳入庁が課す要件の遵守を確保するため、本書に記載されるアメリカ合衆国の税金に関する助言は、( )本ファンドによる、本書で取り扱われている取引または事項の勧誘または販売に関連して記載されており、かつ、( )納税者によりアメリカ合衆国の課税上の罰課金を回避する目的で利用されるようには意図されたものまたは記載されたものではなく、納税者はこのような目的でこれを利用してはならないことを通知する。各納税者は、各納税者に固有の状況に基づき、独立の税務顧問の助言を求めるべきである。

## 5 運用状況

### (3) 運用実績

(参考情報)

<訂正前>

### ■ 純資産総額および一口当りの純資産価格の推移 ■

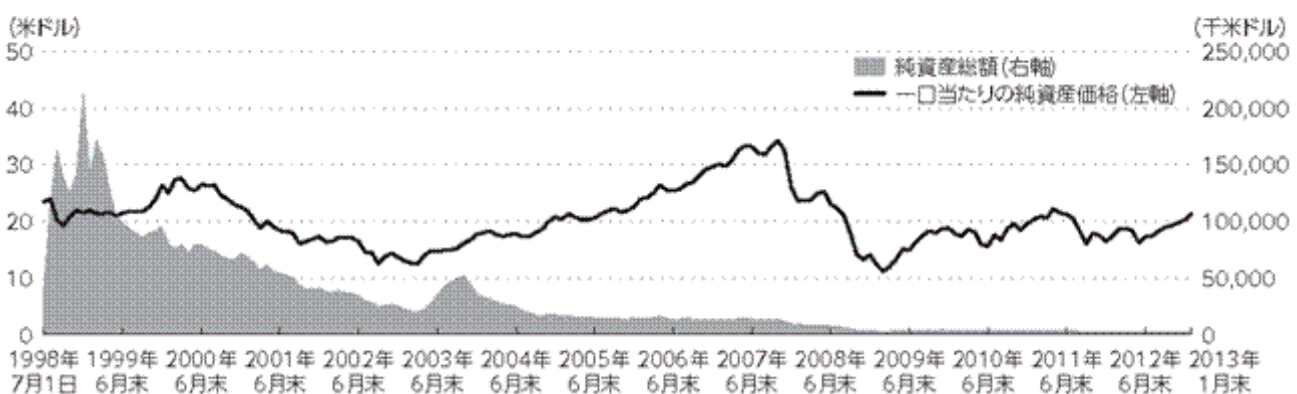


### ■ 収益率の推移 ■

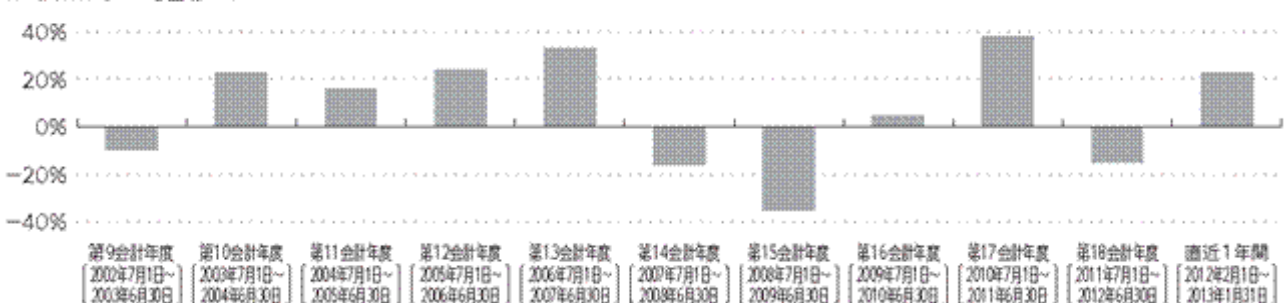


< 訂正後 >

### ■ 純資産総額および一口当りの純資産価格の推移 ■



### ■ 収益率の推移 ■



## 第三部 特別情報

### 第3 投資信託制度の概要

以下の内容に更新されます。

#### アメリカ合衆国マサチューセッツ州における投資信託制度の概要

アメリカ合衆国におけるオープン・エンド型の投資会社（「投資会社」または「投資信託」）についての一定の一般情報の概要は以下の通りである。本概要は、かかる投資会社またはこれに適用される種々の法令もしくは規則に関する総合的な情報の提供を意図するものではなく、投資者にとって関心のある一定の情報の要約を記述するにとどまる。以下の記述はすべて、ファンドの登録届出書の全文および参照された法令の全文により制約を受ける。

#### マサチューセッツ州ビジネス・トラスト

##### A 一般情報

多くの投資会社はマサチューセッツ州ビジネス・トラストとして設立される。マサチューセッツ州ビジネス・トラストは、受益者、受託者およびその他の関係者の一般的権利および義務を規定した信託宣言書に基づき設立される。一般に、信託の受託者はその事業および役員を監督し、代理人が日常の業務を運営する。

マサチューセッツ州一般法第182章は、マサチューセッツ州の多くのビジネス・トラストを含む一定の「任意団体」に適用される。第182章は、就中、マサチューセッツ州州務長官への信託宣言書の届出ならびに中でも発行済受益証券口数、受託者の氏名および住所に関する年次報告書のトラストによる届出を規定している。

##### B 受益者の責任

マサチューセッツ州法に基づき、受益者は、一定の場合、トラストの債務に対し個人的責任を負うことがあり得る。典型的な例として、信託宣言書では、トラストの行為または債務に関わる受益者の責任が放棄されており、またトラストの債務について受益者が個人的に負担した一切の損失および費用を信託財産から補償する旨規定されている。したがって、受益者の責任勘定において金銭的損失を負う受益者のリスクは、当該トラストがその債務を充足できないような場合に限定される。

#### アメリカ合衆国投資会社法および施行

##### A 一般規定

アメリカ合衆国では、株式の公募を行うプール型投資運用の仕組みは様々な連邦法令に準拠する。ほとんどのミューチュアル・ファンドはかかる法律に服する。かかる法律の中でより重要なものは、以下の通りである。

##### 1 1940年投資会社法

1940年投資会社法（「1940年法」）により、一般に、投資会社は、投資会社としてアメリカ合衆国証券取引委員会（「SEC」）への登録を要求され、またその運営について適用される一定の明文規定の遵守を要求される。1940年法は中でも、投資会社に対し受益者への定期的な報告の提供を要求している。

##### 2 1933年証券法

1933年証券法（「1933年法」）は、一般に証券の募集および販売について規制している。1933年法は、中でも、証券の売主に対し様々な登録要件を課し、また同法の規定またはその他特定事項に関わる遵守違反に対する様々な責務について規定している。

##### 3 1934年証券取引法

1934年法は、就中、証券の流通取引、証券の発行体による定期的報告ならびに名義書換代理人およびブローカー・ディーラーの一定の活動に関わる様々の事項について規制している。

#### 4 内国歳入法

投資会社は、一般に内国歳入法に基づくアメリカ合衆国連邦所得税の対象となる法人である。ただし、投資会社は、「規制を受ける投資会社」の資格を有しかつその他のあらゆる必要要件を充足する場合には、受益者に分配する利益および収益に対する連邦税を同法のサブチャプターMに基づき免除されることがある。

#### 5 その他の法律

投資信託は、投資信託受益証券の売却に関する様々な州法等、投資信託またはその運営に適用されるその他の法令および規則の規定に服する。

#### B 監督官庁の概要

投資信託またはその一定の業務に対し管轄権を有する監督官庁の中にはSECおよび州の監督機関もしくは監督当局がある。

1 SECは、中でも、1940年法、1933年法および1934年法を含む連邦証券法の投資信託に関する適用および執行を監視する広範な権限を有する。1940年法によりSECは投資会社の記録を調査し、投資会社または一定の実務に対し1940年法の規定の適用を免除し、また1940年法の規定を別途執行する広範な権限を付与されている。

2 州当局は、一般に、その居住者に対するまたはその管轄地内での証券の募集および販売を規制し、また関連活動に直接、間接的に従事するブローカー、ディーラーおよびその他の者の活動を規制する広範な権限を有する。

#### C 受益証券の公募

受益証券の公募を行う投資会社は、就中、州の証券監督当局への1940年法に基づく投資会社としての登録、1933年法に基づく、受益証券の販売の登録、投資信託の登録もしくは受益証券の販売の登録（またはその両方）、既存の投資者および潜在する投資者への現行目論見書の交付等を含む一連の要件を充足しなければならない。かかる要件の多くは、投資信託の受益証券の当初募集時においてのみ充足されるべきものではなく、投資信託の存続期間を通し遵守され、随時アップデートされなければならない。

#### D 存続要件

アメリカ合衆国法に基づき、受益証券を継続的に販売する投資信託は、下記を含む（ただし、これに限定されない。）数々の存続要件に服する。

- 1 目論見書が実質的に不正確または誤解を招くものとなった場合におけるその最新化。
- 2 登録届出書の毎年の最新化。
- 3 半期報告書および年次報告書のSECへの提出ならびにこれらの受益者への配布。
- 4 投資顧問上の取決め、分配計画、引受取決め、過失および不作為ならびに／または取締役および役員に係る責任保険、非米国保管上の取決めおよび監査人に関する毎年の受託者による承認。
- 5 倫理綱領の維持。
- 6 一定の投資信託の取引、配当の支払および投資信託の分配計画に基づく支払についての定期的かつ広範な見直し。

#### 投資信託の運用管理

投資信託の取締役会または受託者会は一般に、投資信託の業務の遂行を監督する責任を負う。投資信託の役員および代理人は一般に、投資信託の日常の運営に責任を負う。投資信託の受託者および役員は、自己の職務について報酬を受領してもしなくてもよい。

投資信託の投資顧問会社は一般に、投資信託の投資計画の実施に責任を負う。投資顧問会社は、概ね、その職務につき投資信託の純資産に対する比率に基づく報酬を受領する。投資顧問会社の活動およびその請求報酬は一定の規則によって規制される。アメリカ合衆国では、投資会社の投資顧問会社は、1940年投資顧問会社法（改正済）に基づき登録されていなければならない。

#### 受益証券関連情報

##### A 評価

投資信託の受益証券は、原則として、投資信託による注文の受領直後に決定される純資産価格に適用される販売手数料を加算した額で売却される。投資信託は、その資産総額から負債を控除した額を発行済受益証券口数で除してその一口当り純資産価格を計算する。受益証券は通常、ニューヨーク証券取引所の営業日における同取引所の普通取引の終了時(ニューヨーク時間午後4時)現在で評価される。

#### B 買戻し

受益者は、原則として、ニューヨーク証券取引所の営業日にいつでも、受益者の注文の受領直後に計算される純資産価格でオープン・エンド型の投資信託の受益証券を投資信託に対し売却することができる。異常な事態の場合、投資信託は、アメリカ合衆国証券法により認められる場合には買戻しを停止するか、または支払を7日以上延期することができる。投資信託は、その目論見書に記載する買戻手数料を請求することができる。

#### C 名義書換機関

投資信託の名義書換代理人は一般に、受益証券の譲渡、受益証券の買戻し、および分配金の支払および(または)再投資の手続を行う。

### 受益者情報、権利および権利行使のための手続

#### A 議決権

議決権は、投資信託によって異なる。マサチューセッツ州ビジネス・トラストとして設立された多くの投資信託の場合、受益者は、受託者の選任、投資顧問契約および引受契約の承認、ならびに分配計画(またはその変更)、一定の合併またはその他の事業結合、ならびに信託宣言書の一定の変更について議決権を有する。受益者の承認はまた、基本的な投資方針を変更または削除するためにも必要とされる。

#### B 配当金

投資信託の受託者が宣言した場合、受益者は、一般に、配当金を受領する権利を有する。配当金を宣言する際、受託者は、通常、基準日を定め、基準日現在のすべての登録受益者が、支払われる配当金を受け取る権利を有する。

#### C 解散

投資信託が清算される場合、受益者は、通常、投資信託の発行済受益証券の内の所有する持分に依りて投資信託の純資産を受領する権利を有する。

#### D 譲渡の可能性

投資信託の受益証券は、一般に、無制限に譲渡することができる。

#### E 閲覧権

マサチューセッツ州ビジネス・トラストの受益者は、信託宣言書の規定またはその他適用法の規定に従い、トラストの記録を閲覧する権利を有する。

### 税制度

以下の記載は、内国歳入法の下で「米国人」として扱われず、かつ、アメリカ合衆国において営業または事業の遂行に従事していない投資信託の受益者に影響するアメリカ合衆国の連邦(および注記されている場合は)州の所得税上の重要な帰結に関する要約である。本記述では、このような受益者を「非米国受益者」という。以下の説明は、非常に一般的な説明であり、税制に関する助言とはならない。特に日米租税条約に基づくものを含むその他の課税上の勘案事項がとりわけ日本に居住する受益者を含む非米国受益者に該当する場合がある。したがって、投資予定者には、投資信託への投資が各自の納税上の状況に与える影響について、各自の税務顧問に相談することを強く勧める。

米国人として扱われ、およびアメリカ合衆国における営業または事業の遂行に関連して投資信託受益証券を保有する受益者は、投資信託の目論見書および追加情報説明書の税金に関する記述を参照するべきである。日本に居住する受益者については、投資信託の受益証券への投資に係る日本の課税上の帰結に関する情報について、前述の「日本の受益者に対する課税上の取扱い」に準じるべきである。以下の説明は、非常に一般的な説明であり、変更される場合がある。

アメリカ合衆国の内国歳入庁が課す要件の遵守を確保するため、本書に記載されるアメリカ合衆国の税金に関する助言は、( )投資信託による、本書で取り扱われている取引または事項の勧誘または販売に関



連して記載されており、かつ、( ) 納税者によりアメリカ合衆国の課税上の罰課金を回避する目的で利用されるようには意図されたものまたは記載されたものではなく、納税者はこのような目的でこれを利用してはならないことを投資者に通知する。各納税者は、各納税者に固有の状況に基づき、独立の税務顧問の助言を求めべきである。

#### A 投資信託およびその受益者全般に対する一般的税制

投資信託は、アメリカ合衆国の内国歳入法のサブチャプターMに基づき、毎年、規制ある投資会社の資格で課税されるよう努める。

サブチャプターMに基づき定められた納税義務を負う資格を有した規制ある投資会社として、投資信託は、適宜その受益者に分配される純投資収益または純実現キャピタルゲインについてアメリカ合衆国の連邦所得税の適用を受けない。さらに、当該会社が内国歳入法の下で規制ある投資会社として適格である限り、投資信託は現行のマサチューセッツ州法により、同州において消費税または所得税を課税されない。

「規制ある投資会社」の資格を得るため、また規制ある会社およびその株主が課税上の優遇措置を受けるために、投資信託は、特に、

- (a) 各課税年度につきその総収益の少なくとも90%を、( ) 配当、利息、一定の証券ローンの支払金ならびに株式、証券もしくは外貨の売却による利益、またはかかる株式、証券もしくは通貨への投資事業によって得たその他の所得(オプション、先物または先渡契約による利益を含むが、これらに限定されない。)、ならびに( ) 「適格公開取引パートナーシップ」(以下に定義される。)に対する持分からの純収益(総称して「適格所得」という。)から得なければならず、
- (b) その保有財産の分散投資を行うことを要し、投資信託の課税年度の各四半期末において( ) その資産総額の時価の少なくとも50%が現金、現金項目、アメリカ合衆国政府証券、他の規制ある投資会社の証券およびその他の証券で構成され、同一発行体のものは投資信託の資産総額の5%を超えてはならず、またかかる発行体の発行済議決権付証券の10%を超えてはならないとの制限をうけ、( ) 投資信託の資産総額の25%を超えて、(x) 同一発行体(アメリカ合衆国政府および他の規制ある投資会社を除く。)もしくは投資信託が支配権を有しかつ同一、類似もしくは関連性を有する取引もしくは事業を行っている2つ以上の発行体の証券への投資は行わない、または(y) 一もしくは複数の「適格公開取引パートナーシップ」(以下に定義される。)の証券への投資は行わず、さらに
- (c) 各課税年度に関して、当該課税年度に係る投資会社課税対象収益(内国歳入法において支払配当の控除に関係なく定義されており、一般に課税対象通常収益と純短期キャピタルゲインの純長期キャピタルロスに対する超過額(もしあれば)をいう。)および純非課税収益の合計額の少なくとも90%を分配しなければならない。

一般に、上記(a)項に記載された90%の総所得要件上、パートナーシップから得られた所得は、当該所得が規制ある投資会社により実現されていた場合に適格所得となる当該パートナーシップの所得の項目に帰せられる範囲でのみ、適格所得として扱われる。ただし、「適格公開取引パートナーシップ」

( ( ) その持分が確立された証券市場において取り引きされ、または流通市場もしくはその実質的な同等物において直ちに取引可能であり、および( ) その所得の90%未満を上記(a)項に記載される適格所得から獲得しているパートナーシップ) に対する持分から得られた純所得については、その100%が適格所得として扱われる。一般に当該法人は内国歳入法セクション7704(c)(2)による受動的所得の必要条件を満たすため連邦所得税上パートナーシップとして扱われる。さらには、一般に内国歳入法の受動的損失規定は規制ある投資会社には適用されないが、この規定は適格公開取引パートナーシップの持分に起因する事項に関しては規制ある投資会社に適用される。上記(b)に記載する分散条件の充足を判断する上で、「かかる発行体の発行済議決権付証券」には、適格公開取引パートナーシップの持分証券が含まれる。また、上記(b)の分散条件の充足を判断する目的で、ある特定の投資信託投資の発行体(場合によっては複数の発行体)の識別はその投資の条件に依存することが可能である。場合によっては、発行体(または複数の発行体)の識別は現行法では確定できず、ある特定の種類の投資のための発行体識別に関する内国歳入法による不都合な決定または将来の指針は、上記b. の分散条件の充足判断で投資信託に悪影響を及ぼす場合がある。

投資信託が、課税上の特別措置を認められる規制ある投資会社の資格を有する場合、投資信託は、配当

の形式でその受益者に適時に分配される収益(「キャピタルゲイン配当」(以下に定義される。))を含む。)について連邦所得税を課されない。

投資信託が上記の収益条件、分散条件または配当条件を充足することができなかった場合、投資信託は、場合によっては、投資信託レベルの税金の支払および利払い、追加配当の支払いまたは特定の資産の処分等によってかかる不充足を是正することができる。いずれかの年度において、投資信託がかかる不充足を是正する資格がなく、もしくは、別途是正しなかった場合、または投資信託が別途かかる年度において課税上の特別措置を認められる規制ある投資会社の資格を得られなかった場合、投資信託は、その課税対象収益について会社に適用される税率で課税され、純非課税収益および純長期キャピタルゲインの分配を含む所得および利益を原資とするすべての分配が受益者について通常所得として課税対象となる。さらに、投資信託は未実現収益の認識、多額の税金および利息の支払および多額の分配を課税上の特別措置を認められる規制ある投資会社の資格を再取得する前に要求されることがありうる。

投資信託はその投資会社課税所得(支払配当控除を考慮せず計算された金額)、その純非課税所得(もしあれば)およびその純キャピタルゲインのすべてまたは実質的にすべてを少なくとも毎年の頻度でその受益者に分配することを予定している。投資信託に留保されたいずれかの純キャピタルゲインを含むいずれかの課税所得は、通常の法人税率で、投資信託レベルで課税される。純キャピタルゲインの場合、投資信託は、このように留保された金額を、( )このような未分配金額に対する自己の持分を長期キャピタルゲインとしてアメリカ合衆国連邦所得税上の所得に算入する義務を有する投資信託の受益者および( )このような未分配金額に関して投資信託が支払った税金に対する自己の比例持分を自己のアメリカ合衆国連邦所得税債務(もしあれば)から税額控除し、当該税額控除額が上記納税債務を超過する場合には適切に提出されたアメリカ合衆国納税申告書においてその還付を請求する権利を有する投資信託の受益者への適時通知において、未分配キャピタルゲインとして指定することを許可されている。投資信託がこの指定を行った場合、アメリカ合衆国連邦所得税上、投資信託の受益者が所有する受益証券の課税基準額は、前文の( )項に基づき当該受益者の総所得に算入された未分配キャピタルゲインの金額と前文の( )項に基づき当該受益者が支払ったとみなされる税額の差額に現行法上等しい金額だけ増額される。課税年度における純キャピタルゲインのすべてまたは一部を留保する場合、投資信託はこの指定をすることを要求されておらず、投資信託がこの指定をする保証はない。

一般に、規制ある投資会社は、キャピタルゲイン配当(以下に定義される。)その課税所得ならびにその所得および利益を支えることが可能な金額の算定に関連するものを含む純キャピタルゲインの算定において、10月よりも後のキャピタルロス(それぞれ10月31日より後の課税年度の一部に帰せられる純キャピタルロス、純長期キャピタルロスまたは純短期キャピタルロスのうち最大のものと定義される。)または後年度の通常損失(一般に、( )10月31日より後の課税年度の一部に帰せられる、財産の売却、交換またはその他の課税対象となる処分から生じる純通常損失に、( )10月31日より後の課税年度の一部に帰せられるその他の純通常損失を加算したもの。)の一部またはすべてを翌課税年度に生じたものとして扱うことを選択することができる。

投資信託が、暦年におけるその年の通常収益の98%およびその年の10月31日に終了する1年間におけるそのキャピタルゲイン純収益の98.2%に、前年からの留保分を加えたものにほぼ等しい金額以上を分配しなかった場合、投資信託には、かかる未分配額について控除対象外の4%の消費税が課せられる。要求される消費税のための分配の目的上、その他の場合には暦年の10月31日より後に考慮される、財産の売却、交換またはその他の課税対象となる処分から生じる規制ある投資会社の通常収益および通常損失は、一般的に翌暦年の1月1日に発生するものとみなされる。また、かかる目的上、投資信託は当該暦年内に終了する課税年度の法人所得税を課税される金額を分配したものとみなされる。投資信託は一般的に、その4%の消費税を免れるのに十分な分配を行う意向であるがその保証はない。

純キャピタルロス(すなわち、キャピタルゲインを超過するキャピタルロス。)は、投資信託の純投資収益に対して控除されることを認められていない。代わりに、潜在的に一定の制限に従い、投資信託は、いずれかの課税年度の純キャピタルロスを、翌課税年度中に実現されたキャピタルゲイン(もしあれば)を相殺するために、当該翌課税年度に繰り越すことができる。キャピタルゲインからの分配は、一般的に、使用可能なキャピタルロス繰越の充当後に行われる。キャピタルロス繰越は、投資信託が当期純実現キャピタルゲインを留保するか分配するかにかかわらず、当該繰越がかかるキャピタルゲインを相殺

する程度まで軽減される。投資信託が、2010年12月22日より後に開始する課税年度において純キャピタルロス(「2010年度後損失」という。)の場合、その損失は、失効することなく、1年またはそれ以上後の課税年度に繰り越され、いずれの繰越損失も、短期または長期の性質を維持する。投資信託が、2010年12月22日以前に開始する課税年度において純キャピタルロス(「2011年度前損失」という。)の場合、投資信託は、かかる損失を8課税年度に繰り越すことが許可され、繰り越された年において、かかる損失は、初めにいずれかの短期キャピタルゲインを相殺し、次にいずれかの長期キャピタルゲインを相殺する短期キャピタルロスとみなされる。投資信託は、2011年度前損失を使用する前に、失効しない2010年度後損失を、使用しなければならない。これにより、2011年度前損失が、8年間の繰越期間の終了時に未使用のまま失効する可能性が高くなる。最近終了した会計年度末時点の投資信託の使用可能なキャピタルロス繰越については、投資信託の直近の年次受益者報告書を参照されたい。

#### B 投資信託の分配に対するアメリカ合衆国連邦所得税の一般的課税

連邦所得税上、投資所得の分配は一般に通常所得として課税される。キャピタルゲインの分配に対する税金は、受益者が自己の受益証券を所有していた期間ではなく投資信託が当該キャピタルゲインを生じた投資対象を所有していた期間により決定される。一般に、投資信託は、1年を超えて所有した(または所有したとみなされる)投資対象の長期キャピタルゲインまたは長期キャピタルロスおよび1年以下の期間所有した(または所有したとみなされる)投資対象の短期キャピタルゲインまたは短期キャピタルロスを認識する。投資信託によりキャピタルゲイン配当(「キャピタルゲイン配当」という。)として適切に報告される純キャピタルゲインの配当(すなわち、純短期キャピタルロスに対する純長期キャピタルゲインの超過分、どちらも繰越損失を参照して決定される。)は、受益者の純キャピタルゲインに含まれ、それに対して適用される税率で課税される。長期キャピタルゲインとして扱われる。純短期キャピタルゲイン(課税年度のいずれかの純長期キャピタルロスによって減額される。)の分配は、受益者に対して通常所得として課税される。

投資信託がいずれかの課税年度において投資信託の当期利益および累積利益を超えて受益者に分配を行った場合、この超過分の分配は当該受益者の受益証券の課税基準額を限度として資本の返却として扱われ、前記限度を超えた部分はキャピタルゲインとして扱われる。資本の返却は課税の対象とならないが、当該受益者の受益証券の課税基準額を減少させ、これにより以後の当該受益者の受益証券の課税売却の際の損失を減少させ、または収益を増加させることになる。

分配は、本書に記載されているように、受益者がこれを現金で受領したか、新たな受益証券に再投資したかにかかわらず課税の対象となる。一般に、1月に投資信託から受益者に支払われる分配金は、かかる分配金はその前年の10月、11月または12月の日付で申告され、名簿上の受益者に支払い可能となっていたなら、前年の12月31日に支払われたものとみなされる。

一般に投資信託の受益証券に係る配当および分配は、たとえそのような配当および分配金が特定の受益者の投資のリターンを経済的に表している場合でも、そのような配当および分配金が投資信託の実現した所得および収益を超えない範囲において本書に記載されているように連邦所得税を課税される。このような分配は、投資信託の純資産価額およびそれゆえ投資信託の受益証券の価格が未実現収益または未分配の実現所得もしくは収益を反映しているときに購入された受益証券に関して生ずる可能性が高い。この分配は投資信託の受益証券の公正市場価値を受益者の当該受益証券におけるコストベースを下回って減少する場合がある。このような実現収益は、投資信託の純資産価額が未実現損失を反映している場合でも分配されなければならない場合がある。

#### 特定の投資信託の投資対象に対する税金上の取扱い

##### 債務に関する特別なリスク

発行日から1年を超える日を固定満期日とする債務および発行日から1年を超える日を固定満期日とするすべてのゼロクーポン債は、発行時割引で発行された債務として扱われる。一般的に、発行時割引の金額は、利子所得として取り扱われ、また、発行時割引の金額の支払が、後に債務証券の一部もしくは全額の返済または処分がなされるまで受領されないにもかかわらず、債務証券の期間にわたって投資信託の所得に含まれる(かつ、投資信託による分配が要求される。)。さらに、現物払い証券は、分配されなければならないが、かつ、証券を保有している投資信託が、年内に当該証券に対する利子の支払を現金で受け

取っていない場合でも課税される収益を生じさせる。

発行日から1年以内の日を固定満期日とする債務は、発行時割引、またある場合には、「取得割引」（ごく一般的に、購入価格に対する表示償還価格の超過分。）を有するとして取り扱われることがある。投資信託は、当該金額の支払が、後に債務証券の一部もしくは全額の返済または処分がなされるまで受領されないにもかかわらず、発行時割引または取得割引を収益に（通常収益として）含め、債務証券の期間にわたって分配することを要求される。発行時割引または取得割引が発生し、それによって投資信託の収益に含まれる際の割合は、投資信託が選択する許可された発生方法による。

投資信託が前述の種類の証券を保有している場合、投資信託は、各年収益分配として投資信託が実際に受領した現金払い利子の総額を上回る金額を支払わなければならない。かかる分配は投資信託の現金資産より、必要な場合には保有する有価証券を売却することにより（そのようにすることが有利にならない場合も含め）、支払われる場合がある。この売却により、投資信託はより多くの額の短期キャピタルゲイン（一般的に通常の所得税率で受益者に課税される。）を実現することがあり、投資信託が、かかる取引から純キャピタルゲインを実現する場合、その受益者は、かかる取引がない場合よりも大きな額のキャピタルゲイン配当を受領する可能性がある。

不履行のリスクにさらされている債務または不履行債務

不履行のリスクにさらされている債務または不履行債務への投資は、投資信託にとって特別な税金上の問題を示す。アメリカ合衆国の税金規則は、投資信託が債務に対する市場割引を認識すべきか否かまたは認識すべき程度、投資信託が利子、発行時割引または市場割引を得られなくなる時期、投資信託が不良債権または無価値証券に対する控除を受けることができる時期および程度、投資信託が不履行債務に関して受領した金額を元本および収益に配分する方法といった問題について完全に明確にしているわけではない。投資信託は、かかる証券に投資する場合に、規制ある投資会社としての地位を維持するために十分な収益を分配し、かつ、アメリカ合衆国連邦所得税または消費税の対象とならないことを保証するため、これらおよび他の関連する問題を検討する。

米ドル以外の通貨取引

米ドル以外の通貨、米ドル以外の通貨建ての債務証券および米ドル以外の一定の通貨のオプション、先物契約または先渡契約（および類似の商品）の投資信託による売買は、当該通貨の価値の変動を原因とする収益または損失の結果、通常収益または通常損失を生じ得る。当該通常収益の取扱いは、受益者に対する投資信託の分配を促進し、通常収益として受益者に対して課税される分配を増やす場合がある。これにより生じた純通常損失は、その後の課税年度で得られる所得または収益と相殺するため投資信託により繰り越されることはできない。

受動的な外国投資会社

特定の「受動的な外国投資会社」（「P F I C」）に対して投資信託が行う株式投資により、潜在的に、P F I Cから受領する分配に関して、またはP F I Cの株式の処分から受け取る代金に関して、投資信託がアメリカ合衆国連邦所得税（支払利子を含む。）の対象となり得る。投資信託の受益者に対して分配を行うことで当該税を排除することはできない。ただし、投資信託は、当該課税を回避することを選択することがある。例えば、投資信託は、P F I Cを「適格選択ファンド」として扱う（すなわち「Q E F 選択」を行う）ことを選択することができ、この場合、投資信託は、投資信託がP F I Cから分配を受け取るか否かにかかわらず、P F I Cの所得および純キャピタルゲインのうちの投資信託の取り分を毎年含めることが求められる。また、投資信託は、投資信託がその課税年度末日にこれらのP F I Cにおける投資信託の持分を売却した（および、この時価評価選択の目的のみのために買い戻した）かのように、かかる保有分における利益（および限られた範囲内の損失）を「時価評価」する選択を行うことがある。かかる損益は、通常所得または通常損失として扱われる。Q E F 選択および時価評価選択は、所得（現金の受領を除く。）の認識を加速させることおよび課税回避のために投資信託が分配する必要がある金額を増大させることがある。したがって、これらのいずれかの選択を行うことが、投資信託に、自己の分配の必要性を満たすために他の投資対象を清算する（そうすることが有利でない場合を含む。）ことを求めることがあり、これもまた利益の認識を加速させることおよび投資信託の総収益に影響を及ぼすことがある。非米国会社をP F I Cとして指定することは必ずしも可能ではないため、投資信託は、場合によっては上記の税金および利子を負担することがある。

## 他のデリバティブ、ヘッジおよび関連取引

投資信託によるデリバティブ商品（オプション、先物、先渡契約およびスワップ協定等）の取引ならびに投資信託によるヘッジ、空売り、証券ローンまたは同様の取引は、一以上の特別税金規則（想定元本契約、ストラドル、みなし売却、偽装売却および空売りの規則等）が適用される可能性がある。これらの規則は、投資信託が認識した損益が通常のものとして扱われるか、資本として扱われるかに影響を及ぼすこと、投資信託に対する所得または利益の認識を加速させること、投資信託に対する損失を繰り延べさせることおよび投資信託が保有する証券の保有期間に調整を生じさせることがあり、それによって、キャピタル・ゲイン・ロスが短期的なものとして扱われるか、長期的なものとして扱われるかに影響が及ぶ。したがって、これらの規則は、受益者への分配の金額、時期および/または種類に影響を及ぼし得る。

これらの種類の取引に適用される上記およびその他の税金規則は、場合によっては現行法においては不明確なものであるため、これらの規則に関する内国歳入庁による不都合な決定もしくは将来の指針（当該決定または指針は遡及的なものであることがある。）は、投資信託が、自己のR I Cとしての資格を維持し、かつ、投資信託レベルの税金を回避するために、十分な分配を行ったかおよびその他に関連要件を満たしたかに影響を及ぼすことがある。

## 帳簿上と課税上の差

投資信託が保有するデリバティブ商品および米ドル以外の通貨建商品の投資対象の一部ならびに投資信託が行う米ドル以外の通貨取引およびヘッジ活動における取引は、投資信託の帳簿所得と投資信託の課税所得との間に差を生み出す可能性が高い。かかる差が生じ、かつ、投資信託の帳簿所得が、課税所得の合計額よりも少ない場合、投資信託には、特別税金規則に適用されるR I Cとして適格であるため、およびファンド・レベルでの課税を回避するために、帳簿所得を上回る分配を行うことが求められ得る。一方、投資信託の帳簿所得が投資信託の課税所得（実現キャピタルゲインを含む。）の合計額を上回る場合、かかる超過分の分配（もしあれば）は、（ ）投資信託の残存する収入および収益の範囲での分配として、（ ）その後、受領者の受益証券における受領者の基盤の範囲での資本の返還として、および（ ）その後、資本資産の売却または交換からの利益として扱われる。

## 非米国課税

投資信託がアメリカ合衆国外の源泉から受領する所得には当該国が課す源泉徴収税その他の税金が課税されうる。一部の国とアメリカ合衆国との間の租税条約により、このような税金が軽減され、または免除される場合がある。50%を超える年度末の投資信託の資産がアメリカ合衆国外の法人の証券で構成されている場合、投資信託は、受益者に対して、投資信託が内国歳入法に定められた最短期間以上保有したアメリカ合衆国外の証券に関して、投資信託がアメリカ合衆国外の国に支払った適用税のうち当該する受益者の比例持分に関するアメリカ合衆国連邦所得税の確定申告に関する受取金または控除を請求することを許可することを選択することがある。かかる場合、受益者は、かかる投資信託が支払ったかかる税金のうち自己の比例持分を非米国源泉からの総所得に含める。アメリカ合衆国連邦所得税が適用されない受益者は、通常、投資信託が認める税金に関する受取金または控除からの利益を享受しない。

## 受益証券の販売または買戻し

投資信託の受益証券の販売または買戻しにより、収益または損失が生じる可能性がある。一般的に、受益証券の課税対象となる処分により実現されるいずれかの収益または損失は、受益証券が12か月を超えて保有されている場合、長期キャピタルゲインまたは長期キャピタルロスとして扱われる。これ以外の場合、投資信託の受益証券の課税対象となる処分に関するいずれかの収益または損失は、短期キャピタルゲインまたは短期キャピタルロスとして扱われる。しかし、受益者の保有期間が6か月以内である投資信託の受益証券の課税対象となる処分により実現されるいずれかの損失は、受益証券に関して受益者がいずれかのキャピタルゲイン配当を受領する（または受領したとみなされる。）限りにおいて、短期キャピタルロスではなく長期キャピタルロスとして扱われる。さらに、投資信託の受益証券の課税対象となる処分により実現される損失の全部または一部は、その処分の前後30日以内において、その他の実質的に同一の受益証券が購入された場合（配当の再投資による方法を含む。）、内国歳入法の「偽装売却」規定に基づき、許可されない。そのような場合、新たに購入された受益証券のベースは、許可されない損失を反映するように調整される。

## C 非米国受益者に関するアメリカ合衆国の課税上の扱い

特別な法律上の免除のない場合、投資信託から非米国受益者に対して支払われるキャピタルゲイン配当以外の配当は、一般に30%の税率でアメリカ合衆国の連邦所得税の源泉徴収の対象となる。ただし、適用される租税条約が源泉徴収税率の軽減または撤廃を規定し、かつ、非米国受益者が一定の証明要件を満たしている場合は、この限りでない。日本の居住者の場合、投資信託により支払われる配当は、一般に、日米租税条約に基づき軽減された税率10%でアメリカ合衆国の連邦所得税の源泉徴収の対象となる。これらの配当は、非米国受益者に直接支払われる場合に源泉徴収の対象とならない所得または収益（ポートフォリオ持分、短期キャピタルゲインまたは非米国源泉の配当所得および利子所得など）から支払われる場合でも源泉徴収の対象となる。上記記載にかかわらず、より詳細が次項に記載される通り、「キャピタルゲイン配当」、「金利関連配当」および「短期キャピタルゲイン配当」（後二者は以下に定義される。）として適切に報告された分配は、一般に、アメリカ合衆国連邦所得税の源泉徴収の対象とならない（しかしながら、予備源泉徴収の対象となる可能性がある。）。

2014年1月1日よりも前に開始する投資信託の課税年度に関する分配金について、投資信託は、（ ）個人の非米国受益者により直接取得された場合にアメリカ合衆国連邦所得税を課税されないものと同種のアメリカ合衆国源泉の利子所得からの分配に関して、当該分配が投資信託により受益者への書面通知において適切に報告される限りにおいて（「金利関連配当」）、および（ ）純長期キャピタルロスに対する純短期キャピタルゲインの超過額の分配に関して、当該分配が投資信託により受益者への書面通知において適切に報告される限りにおいて（「短期キャピタルゲイン配当」）、いずれの金額の源泉徴収も要求されない。金利関連配当の源泉徴収の免除は、(A) 非米国受益者が受益的所有者が米国人でない旨の十分な言明書を提供していなかったもの、(B) 非米国受益者が発行体もしくは発行体の10%受益者である場合、当該分配が債務上の一定の利子に帰せられる範囲、(C) 非米国受益者がアメリカ合衆国との情報交換が不十分な特定のアメリカ合衆国外に存在するもの、または(D) 当該分配が当該非米国受益者に関係する者である者により支払われる利子に帰せられ、かつ、当該非米国受益者が被支配の非米国法人である範囲において、非米国受益者に対する分配には適用されない。短期キャピタルゲイン配当の源泉徴収の免除は、(A) 当該分配の年に合計で183日以上になる一または複数の期間、アメリカ合衆国に滞在する個人の非米国受益者に対する分配および(B) アメリカ合衆国不動産権益の処分に関する特別規則が適用される分配には適用されない。投資信託は、自己の分配のかかる分を、適格な金利関連配当および/または短期キャピタルゲイン配当として報告することを認められているが、報告する義務は負っていない。

仲介者を通じて保有されている受益証券の場合、仲介者は、投資信託が支払の全部または一部を受益者に対して金利関連配当または短期キャピタルゲイン配当として報告する場合でも源泉徴収を行う可能性がある。

金利関連配当および短期キャピタルゲイン配当の源泉徴収の免除は、議会が別段の定めのある法律を制定しない限り、2014年1月1日に失効する。将来投資を考えている者は、仲介者による投資を含め各自の状況にかかるこれらの規則につき、各自の税務顧問に相談することを強く推奨する。

アメリカ合衆国の連邦所得税法に基づき、非米国受益者である受益証券の受益的所有者は、一般に、投資信託の受益証券の売却により実現された収益（損失に関しては控除を認められない。）またはキャピタルゲイン配当に関しては、アメリカ合衆国連邦所得税を課税されない。ただし、受益者は、（ ）個人である非米国受益者の場合は、当該受益者がかかる売却またはキャピタルゲイン配当受領の年に合計で183日以上になる一または複数の期間、アメリカ合衆国に滞在し、かつ他の一定の条件が満たされている場合、（ ）かかる収益またはキャピタルゲイン配当が当該受益者によりアメリカ合衆国内で行われた営業または事業に実質的に関連を有する場合、アメリカ合衆国連邦所得税を課税される。

受益者が、日米租税条約を含む租税条約の特典を受ける資格を有する場合、実質的関連のある所得または収益は、アメリカ合衆国内で受益者により維持される恒久的施設に帰せられる場合のみ、一般に正味ベースでアメリカ合衆国連邦所得税を課税される。より一般的に、米国との間に所得に関する租税条約を有する国に居住している非米国受益者には、本書記述のものとは異なる課税がなされることがあるので、当該受益者は自己の税務顧問に相談すべきである。

非米国居住者は、上述の源泉徴収の免除または租税条約に基づく軽減源泉徴収税率に関して有資格となり、または予備源泉徴収の免除を確保するには、自らの非米国人地位に関する特別な証明および届出の要件(一般に内国歳入庁のフォームW-8BENまたは代替書面の提出を含む。)を満たさなければならない。この点に関して投資信託の非米国受益者は各自の税務顧問に相談すべきである。

特別規則(源泉徴収および報告義務を含む)は非米国パートナーシップおよび非米国パートナーシップを通じて投資信託の受益証券を所有するものに適用される。非米国の信託および遺産に追加の考慮がなされる場合がある。非米国の法人を通じて投資信託の受益証券を所有する投資者は税務顧問にその個別の状況に関して相談すべきである。

非米国受益者は、上記のアメリカ合衆国の連邦所得税の他に州および地方税ならびにアメリカ合衆国の連邦遺産税を課税される場合がある。

タックス・シェルター報告規制 財務省規則に基づき、米国納税申告書の提出義務のある受益者は、200万ドル以上(個人の場合)または1,000万ドル以上(法人の場合)の損失を認識した場合、フォーム8886の開示書を内国歳入庁に提出しなければならない。ポートフォリオ証券の直接の株主は、多くの場合、この報告義務を免除されるが、現行指針の下で規制ある投資会社の受益者はこの義務を免除されない。将来の指針の下では現行の報告義務免除の対象者がすべてまたは大半の規制ある投資会社の受益者に拡大される可能性がある。この規制の下で損失を報告する義務があるという事実は、当該納税者による当該損失の処理が適切であるかどうかの法的判断には影響しない。受益者は、各自の税務顧問に相談し、各自の個別的状況に照らしてこの規制が適用されるかどうかを判断すべきである。

予備源泉徴収 正確な納税者番号(TIN)を投資信託に適切に提供しておらず、または配当所得または利子所得を過少報告しており、または自らが源泉徴収の対象者でないことを投資信託に対して証明していない個人受益者に対して支払われた課税対象の分配または買戻金については、投資信託は、一般に、その一定割合を源泉徴収して米国財務省に送金しなければならない。この予備源泉徴収の税率は28%である。

予備源泉徴収は追加的課税ではない。適切な情報が内国歳入庁に提出されることを条件として、源泉徴収された金額は受益者の米国連邦所得税債務から税額控除することができる。

一定の報告義務および源泉徴収義務 外国口座税務コンプライアンス法(「FATCA」)は、一般的に投資信託にFATCAに従い受益者の身分を特定する十分な情報を得ることを義務付けている。受益者がこの情報を提供しない場合、またはFATCAに従わない場合、投資信託はFATCAに従いその受益者に関して、( )2014年1月1日以降はキャピタルゲイン配当および短期キャピタルゲイン配当(それぞれ上記に定義されている。)以外の配当に対して、( )2017年1月1日以降はキャピタルゲイン配当、短期キャピタルゲイン配当および投資信託の受益証券の販売、買戻しまたは転換手取金に対して、30%の税率で源泉徴収するよう求められる場合がある。

投資信託による支払いがFATCAによる源泉徴収の対象であるならば、たとえその支払いが上記の非米国受益者に適用される規則に基づく源泉徴収を免除される場合(キャピタルゲイン配当、短期キャピタルゲイン配当および金利関連配当)でも、ファンドは源泉徴収することを求められる。

将来投資を考えている者は、仲介者による投資を含め、FATCAの適用および各自の状況にかかるその他の報告義務につき、各自の税務顧問に相談することを強く推奨する。

連邦所得税に関する上記の説明はあくまで一般的な情報に過ぎない。投資予定者は、投資信託の受益証券の購入、保有および処分がもたらす連邦所得税上の具体的な帰結ならびに州税法、地方税法、非米国税法およびその他の税法ならびに提案されている税法の改正の影響について各自の税務顧問に相談すべきである。

## ミューチュアル・投資信託証券の募集時の重要な参加者

### A 投資会社

一定のプール型投資信託は、1940年法に基づく投資会社の資格を有する。オープン・エンド型投資会社(買戻可能証券を募集するもの)およびクローズド・エンド型投資会社(その他のものすべて)がある。

### B 投資顧問会社/管理事務会社

投資顧問会社は、一般に、投資信託の投資プログラムの履行に責任を負う。投資顧問会社または他の関連もしくは非関連の企業体もまた、一定の記録保管および管理業務を遂行することができる。

C 引受会社

投資会社は、その受益証券につき一または複数の主たる引受会社を任命することができる。かかる主たる引受会社の業務は、通常、多くの法制度、例えば、1940年法、1933年法、1934年法および州法等により規制される。

D 名義書換事務代行会社

名義書換事務代行会社は、一定の簿記、データ処理および受益者勘定の維持に関連する管理業務を遂行する。名義書換事務代行会社はまた、投資信託の受託者の宣言した配当金の支払を処理することもある。

E 保管受託銀行

保管受託銀行の責任には、特に、投資信託の現金および証券の安全保管および管理、証券の受領および交付の取扱い、ならびに投資信託の投資証券の利息および配当金の回収が含まれる。